

Title	十八世紀前半期のトゥルーズ高等法院官僚(上)
Sub Title	Les parlementaires toulousaines dans la premier moitie du XVIII siecle (I)
Author	宮崎, 洋(Miyazaki, Hiroshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.2 (1987. 9) ,p.25(193)- 73(241)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870900-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十八世紀前半期のトゥルーズ高等法院官僚（上）

宮崎洋

十八世紀のフランスでは、人口の増加等により、経済の回復と発展はいちじるしく、その結果、特にブルジョワジー（商工業に従事する上層市民層など）の経済活動の活発化と経済力の成長がめざましかった。しかし、このようなブルジョワジーの成長を可能にした歴史的條件としては単に十八世紀経済の好調という要因だけでなく、もう一つ別のきわめて重要な要因を考えてみる必要があると思われる。この要因とはブルジョワジー自身の志向した上層国王官僚（上層官職保有者）への道がいちじるしく狭められたことにある。これを別の観点から見れば、貴族の反動⁽¹⁾（フランス革命史家ルフェーヴルの Lefebvre 言うところの「アリストクラートの反動」⁽²⁾ Réaction aristocratique）中でも特に社会的反動の具體的表象とすることもできよう。ここでは全体としての

貴族の反動について立ち入る紙面をもたないが、社会的反動について見れば、要するにこのようになる。すなわち、ブルジョワジーは近世初頭以来国王官職の売買により国王官僚になれたし、最高諸法院、特に高等法院の官僚になれば、さまざまな恩恵、特権により、社会的上昇をとげることができたが、十八世紀には、それ以前のブルジョワジーによってすでに獲得された最高諸法院、特に高等法院の官職が世襲されたり、親戚、知人の間で独占され、もはや後続、新参のブルジョワジーには就任の道が狭められて、社会的上昇の可能性が少なくなつたということである。これらの事実は十八世紀後半期についてデイジョン高等法院官僚の場合を検討したコロンベ Colombet³、パリ高等法院官僚の場合を検討したブリュッッシュ Bluche⁴、ボルドー高等法院官僚の場合を検

討したドイル Doyle、トゥルーズ高等法院官僚の場合を検討したペギヨン・ド・ラルブスト Peguilhan de Larboust の個別研究やフランス全体の高等法院官僚について総括的に検討したエグレ Egret の論文により、すでに確認されている。⁽³⁾

しかし、十八世紀前半期の高等法院では、社会的反動は、要するに、これらの事実はどうなっていたのであるうか。はたして存在したのであるうか。実は、この点を明らかにする研究はいちじるしく少なく、ブリュッッシュの前述の研究の他には個別研究はなく、フォード Ford の概観的な研究があるのみである。⁽⁴⁾

そこで、本研究は十八世紀前半期のトゥルーズ高等法院の官僚を事例に官僚徴募の経過と実態、社会的出自、生活と心性を検討して、新参のブルジョワジーには官僚就任の道が狭められていて、社会的上昇の可能性が少なくなり、その結果、彼らは経済活動をそのまま続けて行かざるを得なくなったのかどうか、要するに社会的反動が存在したのかどうか、を明らかにしたい。

尚、その際、一七一八年に在職した官僚を対象とするのは、正確な法院官僚数と名前を一六九九年と一七五一年のそれらを別にすれば、一七一八年についてのみ割り

だせる、といった史料上の都合によるものである。

註

(1) 貴族の反動については、さし当り、柴田三千雄著「フランス革命とブルジョワジー」(『近代史における政治と思想』山川出版社、一九七七年)の七一—八六頁及び岡本明著「貴族反動説の検討—社会・官制史的考察—」(『史学研究』、一六二号、一九八四年)の四七—七九頁を参照のこと。

(2) 「プリスタクラターの反動」については G. Lefebvre, *Quatre-Vingt-Neuf*, Paris, 1939, réédition 1970, pp. 18-20 (高橋、柴田、遅塚訳『一七八九年—フランス革命序論』岩波書店、一九七五年、一九—二二頁)に概括がある。

(3) A. Colombet, *Les parlementaires bourguignons à la fin du XVIIIe siècle*, Dijon, 1937, pp. 40-42; Fr. Bluche, *Les magistrats du parlement de Paris au XVIIIe siècle*, Paris, 1960, pp. 81-85; W. Doyle, *The parlement of Bordeaux and the end of the Old Regime*, London, 1974, p. 15; Ph. de Peguilhan de Larboust, *Les magistrats du parlement de Toulouse à la fin de l'Ancien Régime*, D. E. S. Toulouse, 1965, pp. 34-36; J. Egret, *L'aristocratie parlementaire à la fin de l'Ancien Régime* (Revue historique, 1952) pp.

(4) F. L. Ford, *Robe and Sword, the regrouping of the french aristocracy after Louis XIV*, Cambridge, 1953, pp. 126-129.

一、十八世紀のトゥルーズ

一、以下で検討する高等法院官僚の舞台、トゥルーズ Toulouse はピレネー山脈に端を發し、アキテーヌ Aquitaine 盆地で大西洋に流入するガロンヌ Garonne 河が一番地中海に近ずいた地点にある。⁽¹⁾この河はピレネー山脈の北麓を流れ下るのだが、源流からポンロデュロ Pont-du-Roi まで一キロ当り平均二七メートル下降し、ポンロデュロからル・サラ Le Salat まで三メートル七〇センチ下降し、ル・サラからトゥルーズまで傾斜を緩め一メートル六五センチ下降するだけとなる。河は急流が始まり、トゥルーズまで流れ下るとよんで、上流で含んだ多量の土砂を放出した。ガロンヌ河がはこんできた土砂は年に二〇〇〇万立方メートルと測定された。⁽²⁾これらの土砂は堆積してラシエ島 *île de Ramier* ラシエ・デュ・シャトー *Ramier du Château*

ラシエ・デュ・バザクル *Ramier du Bazacle* フィルトゥル草地 *Prairie des Filtres* とつたその後市内の一部をなした島々を形成した。⁽³⁾

この大河により、トゥルーズは上流のピレネー山岳地方、下流のアキテーヌ地方と連絡することができたが、そこから約十キロ上流で合流してくるアリエージュ *Ariège* 河の谷を登りつめることによつて、セルダーニ *Cerdagne* 地方、カタルニヤ *Catana* 地方へも通じていたのであつた。しかも、十七世紀末の地方長官 *intendant* バヴィル *Basville* に言わせると、⁽⁴⁾トゥルーズは地中海と大西洋から等距離の位置にあり、地中海へもわずか海拔一九〇メートルのノルーズ峠 *Seuil de Nau-rouze* を越えさえすれば行けたのである。かくて、トゥルーズは古代ギリシアの地理学者ストラボン *Strabon* 言うところの「ガリヤの地峡」*Isthme Gaulois* 上の重要な宿营地をなしていたのであつた。⁽⁵⁾

このような地理的環境にあつたトゥルーズは、従つて早くからアリエージュ河によつてフォワ *Foix* 地方が生産する鉄、鋼、⁽⁶⁾建材一式を、ガロンヌ河によつてピレネー山岳地方とその近隣からくる大理石と石材を除いた一切の物を、それぞれ入手できたので、⁽⁶⁾發展し、ローマ時

代すでにゴール *Gaule* の代表的都市になっていたが、その後も発展し、十六世紀には大青（青色染料の原料）の輸出で繁栄し、国際商業の中心地になったこともあった。⁽⁷⁾しかし、十八世紀初頭のトゥルーズは着実な発展をとげていたとはいえず、他都市に比較して今一つはつきりとした経済上の特色はなかった。確かに、一六八一年には、トゥルーズから地中海のセツト *Sete* 港まで二四一キロに及ぶ長大なラングドック運河 *Canal de Languedoc* が開通し、一七〇八年には、サン＝テチエンヌ地区 *Faubourg Saint-Etienne* にサン＝ソヴール *Saint-Sauveur* 港も完成し、更に一七一八年には運河やボルドーから来た船舶がバザクル堰 ^{せき} *Chausse du Bazacle* を迂回して支障なく市の中心部に入って行けるように、ブリエンヌ運河 *Canal de Brienne* の開削工事にさえ着手されていた。しかし、肝心のトゥルーズにおける商工業は穀物取引以外は不振だった。タバコと火薬のマニユファクチュア、羊毛工業、木綿工業、絹工業等どれも繁栄しなかった。⁽⁸⁾しかも、この穀物取引でさえ、法院官僚らの所有地で市場目当てに生産される穀物を主として扱う約三〇人の大商人が活躍したものの、異常気象等にたたられて、⁽⁹⁾十八世紀前半期は順調でなかったように思われる。この

ことは、例えばフレッシュ *Frêche* の検討した運河通行税 *droits de navigation* の動向から推定することができる。周知のように、トゥルーズの穀物は下ラングドック、プロヴァンスにラングドック運河を利用して輸送されたが、アグド *Agde* を通過する際に物品に課されて徴集される通行税の指数は一七一〇～四一年までいちじるしく低下、特に一七一〇～二五年には半減することから、トゥルーズ地方の輸出減少を知ることができる。⁽¹⁰⁾従って、期待されて整備された河川、運河交通網は他地方から運び込まれる商品の受入れ、再配分と、ピレネー山岳地方の鉄、上ラングドックのブドウ酒、毛織物等の通過に利用されるだけであった。

しかし、トゥルーズに明確な経済上の特色がなかったとしても、もう一つ別の重要な特色があった。それはトゥルーズが司法、行政、文化上の中心地だったことにある。これはトゥルーズが西ゴート王国やトゥルーズ伯領の首都であったという旧知の事実を引き合いにださなくても、十八世紀初頭における状況を指摘すれば十分であろう。トゥルーズはラングドック州の首都としてモンペリエ *Montpellier* に若干の機能を奪われた（租税法院兼会計法院 *Cour des Comptes, aides et finances*、地

方三部会 *Etats provinciaux* の開権⁽¹¹⁾が、高等法院 *Parlement* の存在によってそれを補って余りあった。更に以下の官庁、団体事務局が集中した。地方尚書局 *Chancellerie du Palais*、トゥルーズ徴税区財務局 *Bureau des finances de la généralité de Toulouse*、治山治水事務所 *Maitre des eaux et forêts de Toulouse*、トゥルーズ・セネシャル裁判所 *Sénéchal de Toulouse*、トゥルーズ上座裁判所 *Siège présidial de Toulouse*、トゥルーズ造幣局 *Hôtel des Monnaie de Toulouse*、トゥルーズ・ヴィギエ裁判所 *Vigier de Toulouse*、騎馬警察署 *Prévôts des maréchaux*、軍事法廷 *Juridiction militaire*、名誉問題裁判所 *Tribunal du point d'honneur*、関稅裁判所 *Juridiction des traites*、塩稅裁判所 *Juridiction des gabelles*、塩倉裁判所 *Juridiction de grenier a sel*、直轄領地局 *Bureau des Domaines*、王稅徵集請負事務所 *Direction des Fermes royales*、地方長官代理事務所 *Subdélégué de l'intendant*、取引所付商事裁判所 *Juridiction consulaire de la Bourse*、王立書籍販売・出版組合 *Chambre syndicale royale de librairie et l'imprimerie*、商工会議所 *Chambre de commerce* であり、この他に、一二二九年に創設されたトゥルーズ大

十八世紀前半期のトゥルーズ高等法院官僚(上)

学も往時の国際的な名声こそ失なつたとはいへ、フランスの他大学に比較すれば、なお充実して健在であつた。⁽¹²⁾このため、人は用事で各地からトゥルーズに集つてきた。この用事は、訴訟、調査、問合せ、打合せ、勉学等多岐に渡つたものと思われる。この時代、トゥルーズはすでにパリ、ボルドー、リヨンと駅馬車で結ばれていたが、河川、運河交通も利用され、郵便船 *barque de poste* によって、カステルノダリ *Casternaudary*、アグド *Agde*、ボルドーと結ばれて所要日数四日で地中海側にも大西洋側にも行くことができたのであつた。⁽¹³⁾人はこれらの交通機関を利用したり、自前の馬車を利用したり、あるいは徒歩でやってきたが、他の都市や地方へ行く通過客もいた。こうした人々は皆、必らずトゥルーズに滞在したものである。通過客は短期日で去つて行ったが、訴訟のためやってきた人もなると、滞在は長びいたし、学生ともなると、そのまま住みつくのであつた。トゥルーズには、彼らの必要を便ずるために、市の規模以上に多くのホテルがあつたが、宿泊料、食事代、日用雜貨品代から弁護士、代訴人、公証人等司法上の多様な代理人の懐に入る手数料までが市の主たる収入源になつて、トゥルーズ経済をささえていたのであつた。⁽¹⁴⁾

二九 (一九七)

註

- (1) P. Arqué, Géographie du Midi aquitain, Paris, 1939, p. 181.
- (2) L. Dutil, La Haute-Garonne et sa région, géographie historique, tome I Généralités, Toulouse et Paris, 1928, p. 21, p. 23.
- (3) Arqué, op. cit., p. 181; M. J. Chalande, Les formations alluviales dans le Bassin de la Garonne à Toulouse depuis le douzième siècle (Mémoires de l'Académie des Sciences Inscriptions et Belles-Lettres de Toulouse, Toulouse, 1912), pp. 65-80.
- (4) M. de Basville, Mémoire pour servir à l'histoire de Languedoc, Amsterdam, 1734, p. 244. 河内國史綱目 Fr. Moreil, L'intendance de Languedoc à la fin du XVII^e siècle, édition critique du mémoire 《pour l'instruction du duc de Bourgogne》, Paris, 1985, p. 230 以下参照。
- (5) Arqué, op. cit., pp. 181-182.
- (6) M. de Basville, op. cit., p. 244; Moreil, op. cit., pp. 230-231.
- (7) トゥールーズの歴史的発展について人文地理的研究として J. Coppolani, Toulouse, études de géographie urbaine, Toulouse, 1954 (thèse des lettres de Toulouse), pp. 56-104. 歴史地理学博士 H. Ramet, Histoire de Toulouse, Toulouse, 1935, réimp. Marseille, 1977, pp. 341-586; Phi. Wolff, Histoire de Toulouse, Toulouse, 1974, pp. 67-385.
- (8) Ramet, op. cit., pp. 587-591; Wolff, op. cit., p. 355.
- (9) Ramet, op. cit., pp. 585-587; Wolff, op. cit., pp. 305-309.
- (10) G. Frêche, Toulouse et la région Midi-Pyrénées au siècle des Lumières (vers 1670-1789), Mayenne, 1974, pp. 620-621.
- (11) Ramet, op. cit., p. 564.
- (12) Ramet, op. cit., pp. 519-520, pp. 597-598.
- (13) Coppolani, op. cit., p. 75, p. 77; Wolff, op. cit., p. 357.
- (14) L. R. Berlanstein, The barristers of Toulouse in the eighteenth century (1740-1793), Baltimore and London, 1974, p. 2.

二、かくて、トゥールーズはこれと言った経済上の特色に恵まれなかったにもかかわらず、一定の人口数も維持できた。この人口数は今日に至るまで諸説いりまじり、正確なところは分らない。当時の地方長官バヴィルが一

六九八年の人口数がある報告書の中で一万八〇四〇家族としたところから、この計算に含まれなかったと思われる人々の数も入れて、トゥルーズの人口数は約八万三五〇〇人とされて、フランス第二の都市とみなされたこともあった。しかし、今日ではもっと控え目な数値が指摘されている。ここでは、一六九五年で四万三〇〇〇人という数値を挙げておくことにする。⁽¹⁾この数値は同じ時代の他都市に比較して決して見劣りせず、一七〇〇年頃七万五〇〇〇人を数えたマルセイユを別にすれば、南部フランスでトゥルーズに匹敵する人口数の都市はなかった。⁽²⁾

このトゥルーズの住民はどのような職業に就いていたのであろうか。これは一六九五年の人頭税台帳 *registres de capitation de 1695* を検討したトゥマス・シヤピラ夫人 *Mme. M. Thoumas Schapira* の研究により知ることができ、王権は人頭税を上げ王太子から下は日雇い労働者、兵士まで国民各階層を二二階級に分類し、王太子の二〇〇〇リーヴルから日雇い労働者、兵士のリーヴルまで多様な額で課税したが、⁽³⁾この人頭税台帳により、当時の家長 *chef de famille* の職業をみると、表一のようなになる。これから明らかになったことは、多数の

未亡人も含まれてはいるが、都市という性格上、手工業、商売が予想どおり多いことと、一方で農業の家長も少なくないことから、十七世紀末期になっても、なお農村的な性格を保持していることにある。ここで言う雑業 *petits métiers* とは従僕、人足、荷車挽き、文筆業、ダンスの教師等文字どおり雑多な職業で、トゥルーズの都市性格の特色と何ら深い相関関係はないように思えるが、行政職、法の実務職、司法職については注目しな

表一 M. Thoumas-Schapira, *La bourgeoisie toulousaine à la fin du XVII^e siècle* (Annales du Midi, 1955), p. 316 表1を借用

職業	120 livres 以上の割当	200 livres 以上の割当	人数
族職	65	13	360
職	28	12	184
士	145	5	989
活	2		111
売			204
療	3		1,044
業	4		114
活			113
業			810
業			167
業			3,494
業			1,022
業			1,620
合 計	274	30	10,232

ればならない。なぜなら、三者を合計すると一、一七一で商売より多いのである。トゥルーズが司法、行政上の中心地だという特色はこのような点に表われている。また、ホテル業が独自の項目を立てられる程多く一六七を数えるのも、他都市、他地方からやってくる旅行者の多さを示して、トゥルーズの今一つの特色を証明しているように思われる。しかし、問題は人頭税の割当て額にある。表一から明らかのように、二〇〇リーヴル以上を割当てられたのは貴族と、行政職、法の実務職、司法職の三者だけで、特に三者は合計すると一七で、貴族の数をしのいでいるのであった。この二〇〇リーヴル以上割当てられた職業のポストの中には、高等法院院長 *premier president* 職 (五〇〇リーヴル)、同じく部長評定官 *president* 職 (二五〇リーヴル) があった。また、一二〇リーヴル以上を割当てられた職業でも、法の実務職と司法職の数が一四五とひときわ多いが、これは高等法院の評定官 *conseiller* 職、主席検事 *procureur général* 職、次席検事 *avocat général* 職、合計一一〇から一二〇程度が人頭税を一二〇リーヴルと割当てられていたからに他ならない。これに対して、商売、手工業、雑業、農業等の職業はたとえ数の上で多くとも、割当て額がい

ちじるしく低く、わずか一リーヴル以上のランクに集中している。このことは、商売、手工業、雑業、農業等の職業が若干の例外的存在を別にすれば、経済的にとるにたらない規模であったことを示していて、トゥルーズの都市的特色になり得なかったことを明らかにしていると言えよう。⁽⁴⁾

このようなトゥルーズは十八世紀前半期にもなお周囲を市壁でかこまれていた。市内は街路が狭く、曲りくねり、空気がよどんで、かもしだす霧囲気は中世以来少しも変化していなかった。市の掃除人夫がいるにもかかわらず、路上は汚れるだけ汚れて悪臭を放ち、衛生上も好ましくなかった。高等法院官僚、大商人等は一戸建の邸宅に住んでいたが、多くの庶民は集合住宅に何世帯も同居していた。しかし、建物自体劣悪で、貧弱な様相を呈しており、特に左岸ではサンシプリアン地区 *Faubourg Saint-Cyprien*、右岸ではサンソヴール地区 *Faubourg Saint-Sauveur*、サンミシヘル地区 *Faubourg Saint-Michel* がひどかった。ひとたび火を出すと、密集していることもあって、大火になる危険をはらんでいたが、一六九三年には遂に火事によりサンミシヘル地区で二〇〇軒を焼失した。⁽⁵⁾

さて、このような市内における高等法院の位置はガロンヌ河に程近い市内東端で、シャトー市門 Porte de Château の脇、宗教裁判所のはす向いにあった。建物は中世のトゥルーズ伯の居城で、ナルボンヌ城 Château Narbonnais とよばれた⁽⁶⁾。しかし、建物は老朽化のため十六世紀に取り壊され、部分的に残された所を高等法院が占めていた。取り壊しで追い出されたヴィギエ裁判所、セネシャル裁判所等は高等法院の近所に分散して居をかまえた⁽⁷⁾。

註

- (1) Coppolani, Etude sur la population de Toulouse au XVIII^e siècle (Bulletin de l'association Marc Bloch: Histoire de la civilisation Séances de l'année 1950-1951), pp. 2-3; Wolf, op. cit., pp. 337-338 (ただし J. Godechot 担当の章。同じ主張は J. Rives, L'évolution démographique de Toulouse au XVIII^e siècle. Bulletin d'histoire économique et sociale de la Révolution française, 1968, pp. 85-87 をもみぬれ⁽⁸⁾。尚、地方長官バヴィルの指摘については Moreil, op. cit., p. 232 を参照のこと。

- (2) J. Dupâquier, La population française au XVII^e et

十八世紀前半期のトゥルーズ高等法院官僚 (上)

XVIII^e siècles, Paris, 1979, p. 40.

- (3) M. Marion, Dictionnaire des institutions de la France aux XVII^e et XVIII^e siècles, Paris, 1972, pp. 69-71.

- (4) M. Thoumas-Schapira, La bourgeoisie toulousaine à la fin du XVII^e siècle (Annales du Midi, 1955), pp. 313-316.

- (5) Ramet, op. cit., p. 545.

- (6) Coppolani, Toulouse, études de géographie urbaine, Toulouse, 1954, p. 59.

- (7) Ramet, op. cit., p. 368.

二、高等法院とその官僚の徴募

一、トゥルーズ高等法院はパリのそれに次いで一四四四年創設された。法院としての権限は広範囲に及ぶが、コバン Cobban によれば、三つに分けて考えることができる。第一には、最高法廷としての裁判権限、第二には、地方長官と競合する治安権限⁽¹⁾、第三には、王権の出す勅令の審理、登記権限である。十八世紀のフランスにおける官僚機構中で高等法院以上に高位にあり、権限上強大で、社会的尊敬を集めることができた官庁はない。

十八世紀には、パリ高等法院を中心に十二の高等法院と四つの最高評定院 *conseils souverains* があつたが、⁽²⁾同世紀初頭におけるトゥルーズ高等法院の部門構成は以下のとおり。即ち、大審部 *grand'chambre*、刑事部 *chambre criminelle*、第一予審部 *première chambre des enquêtes*、第二予審部 *deuxième chambre des enquêtes*、第三予審部 *troisième chambre des enquêtes*、再審部 *chambre des requêtes*。これら六部構成の地方高等法院はトゥルーズのみであるから、トゥルーズ高等法院が地方高等法院中最大規模とみることができる。⁽³⁾大審部とは重要な事件を審判する部で、法院長が裁判指揮をとつた。評定官も古参で経験豊かな人物で構成された。刑事部は刑事事件を審判する部で、他の部から通常二、三年出向する評定官で構成された。予審部は高等法院への上訴により移送されてきた書面訴訟 *procès par écrit* を審判する部で、民事事件と小さな刑事事件に判決を下すことができたし、再審部は *コミティムス* *committimus* (上級審に事件を移送させる)⁽⁴⁾ 特権を持つ重臣、宮内官、大使等の民事事件を審判した。法院の管轄範囲はパリのそれに次いで広大で、上ラングドック、下ラングドックは言うに及ばず、北はリヨンの市門から南はピレネー山脈

中のフォワにまで及んでいた。⁽⁵⁾

このようなトゥルーズ高等法院の官僚には、バスター *ル* *ロドスタン* *Bastard d'Estang* によると、一親等に譲渡できる貴族身分、塩税免除特権 *franc-sale*、罰令権 *ban*、準罰令権 *arrière-ban* の免除特権、兵士の宿泊割当て免除特権、一群の租税、例えば二〇分の一税 *vingtième* の事実上の免除特権、教会十分の一税 *dîme*、入市税 *octroi*、通行税 *péage* の免除特権、裁判の際は高等法院の判決しか受けない司法上の特権、それに手袋、オーバー、薪炭の現物供与等があつた。⁽⁶⁾もちろん、これ程多数の有利な恩典、特権を与えられた官僚は他にいない。このため、法院官僚はトゥルーズで最も威信があり、特権を与えられた社会集団であり、彼らの同僚となることはブルジョワジーにとって最も魅力あることであつた。地方長官 *バヴィル* は一六九八年「大商人の子弟はおしなべて父の商売を継いで支えるより、むしろ授爵して官職に就きたがる」とその報告書で述べている。⁽⁷⁾

さて、彼ら法院官僚の実際の数は何人で、名前は何と云つたであろうか。実を言うと、十八世紀前半期の官職就任と退任のリストは存在しないので、正確な人数、名前はなかなか判明しない。十七世紀末に地方長官 *バヴィ*

ルが国王に送った報告に「トゥールーズには、一三二人の官職保有者が数えられる。内訳は九人の丸帽子の部長、八人の部長評定官、一二人の評定官、二人の次席検事、一人の主席検事である。」とあるから概数を知ることができるが、正確な人数と名前を知ることができるのは一六九九年ある書店の発行した『トゥールーズ高等法院部門表』⁽⁹⁾ *Departement des chambres du parlement de Toulouse* によるか、一七五一年発行された『ラングド

表二 『部門表』『年鑑』『覚書』をもとに作成

	1699年	1718年	1751年
法 院 長	1	1	1
丸 帽 子 の 部 長	8	9	9
予 審 部 部 長 評 定 官	6	5	6
再 審 部 部 長 評 定 官	2	2	2
評 定 官	110	106	112
主 席 検 事	1	1	1
次 席 検 事	2	3	3
合 計	130	127	134

十八世紀前半期のトゥールーズ高等法院官僚(上)

ック年鑑』⁽¹⁰⁾ *Almanach historique et chronologique de Languedoc* のトゥールーズ高等法院の項にしかよれない。従って、十八世紀前半期は全期間にわたり空白であったが、これを埋めるのが近年発見された『トゥールーズ高等法院の司法官に関する覚書』⁽¹¹⁾ である。これは書いた人とその動機が不明ながら、くわしい報告書で、法院官僚の人数と姓を明らかにしている。これによると、一七七八年における法院官僚は名誉評定官 *chevaliers d'honneur* 二人を別にすれば一二七人で構成されている。内訳は院長一人、丸帽子の部長九人、予審部部長評定官五人、再審部部長評定官二人、評定官一〇六人、主席検事一人、次席検事三人である。これは地方高等法院で最大規模の人数である。表二は『部門表』『年鑑』『覚書』で明らかになった人数をまとめたものである。

本稿の研究はこの一七七八年当時在職した法院官僚を対象とする。そこで、一二七人の姓から名前をまず確定しておく。⁽¹²⁾

院長 *premier président*

フランソワ・ド・ベルチエ *François de Bertier*

丸帽子の部長 *président à mortier*

ジャックロフィリップ・ド・シロン *Jacques-Philippe de*

Ciron 父

ピエール・ド・マルシエス Pierre de Marmiesse 父

ジャン・シヨルジュ・ド・リトプス Jean-Georges de Nupes

ベルナール・ダस्प Bernard Daspe

シヨゼフ・ガスパール・ド・トリニン Joseph-Gaspard de Maniban

シヨゼフ・ド・コレ Joseph de Caulet

ベルナール・デニャン・ブルンサン Bernard d'Aignan d'Orbessan 息子

大審部 grand chambre

聖職評定官

ジャン・ジャック・ボワイエ Jean-Jacques de Boyer

ピエール・ド・トゥルニエ Pierre de Tournier 叔父

在俗評定官

ギヨーム・ド・プロアング Guillaume de Prohengues 父

ジャン・シヨゼフ・ド・スノ Jean-Joseph de Senaux 父

ピエール・シシユル・ド・ラヌ Pierre-Michel de Lanes

ブレース・プロジャン Blaise Progen 父

フランソワ・ド・ルキ François de Reguy 父

ピエール・デュマス Pierre Dumas

フランソワ・ド・カンボラ François de Cambolas

マリ・シヨゼフ・ド・カブレイロール・ド・ヴァルパン Marie-Joseph de Cabreilles de Villepassons⁽¹³⁾

アンリ・ド・ブルタ Henri de Burtat 伯父

ジャン・ド・カブレイロール・ド・ヴァルパン Jean de Cabreilles de Villepassons

ジャン・レイモン・ド・ボンファンヌイ Jean-Raymond de Lafont-Rouis

ボナヴァンチエール・ボンファンソワ・ド・コスタ

Bonaventure-François de Costa

ピエール・ポール・ド・ロンブライイ Pierre-Paul de Lombrai

アンリ・ベルナル・ド・サット Henri-Bernard de Sapte

レイモン・デュピュイ Raymond Dupuy

シヨルジュ・マチアス・ド・トリエヴァ Georges-Mathias

d'Hauterive

シヨゼフ・マリ・ド・ギレルマン Joseph-Marie de

Guillermia

刑事部 tournelle

評定官

フランソワ・ド・フォール・ド・サン・キリス François

de Faure de Saint-Maurice 父

フランソワ・ド・ポラスタール François de Polastre 父

ニコラ・ド・ルヴェルザ・ド・ヤンヌ Nicolas de Reversat
de Célès

アントワーヌ・ド・サン＝ロラン Antoine de Saint-

Laurens 父

フランソワ・ド・ジュリアール François de Julliard

ジャン＝フランソワ・ド・ボリスタ Jean-François de

Borista

ピエール・ド・ボワシ Pierre de Boissy

ジャック・ド・クラリ Jacques de Clary

ジャン・ド・レイモン Jean de Raymond

ジャン＝フランソワ・ダゼザ・ド・マヤヨリモン

Jean-François d'Assezat de Toupignon

ジャン＝フランソワ・ド・ノタラン Jean-François de

Ferrand⁽¹⁷⁾

アンリ・ド・ラフォン＝ヴェドリ Henri de Lafont-Vedelly

第一予審部 enquêtes 1^{er} chambre

部長評定官 président

ジャン・ド・パラルン Jean de Palarin 父

フランソワ・ド・カタラン François de Catellan 伯父

評定官

ギヨーム・デガ Guillaume d'Aiguà

エマニュエル・ロレイ・ド・カンボン Emmanuel-Louis
de Cambon

ギヨーム・オギュスタン・ド・グナン

Guillaume-Augustan de Gauran

フランソワ・ヴィダル François Vidal

ピエール・ルイ・ド・ラブル Pierre-Louis de Labroue

アントワーヌ＝フランソワ・ド・ボワセ

Antoine-François de Boisset

フランソワ・ド・ブスケ François de Bousquet

ルイ・ド・ジュージュ・ド・ブラサック Louis de Juge

de Brassac

ドミニク・ド・バスタール Dominique de Bastard

ガブリエル＝ボナヴァンチエール・ド・マシヤ

Gabriel-Bonaventure Doujat 甥

ジャック・ド・カタラン Jacques de Catellan 甥

ジャン＝フランソワ・ダゼマール

Jean-François d'Azémar

ジャン＝ジャック・ド・マヤジャン Jean-Jacques de Rey

チモレオン・ボンヌマン Timoléon Bonnemain

バルタザール・ド・ブタリック Balthazar de Boutaric
息子

ジャンニマチアス・デュ・プールニカウヨリユ

Jean-Mathias du Bourg-Cavaignes

ジャンニイニヤス・ブ・ボシヤ Jean-Ignace de Bojat

息子

ジャンニジャック・デスコルビアック Jean-Jacques

d'Escorbiac

アントワームニジョゼフ・ヴィグリエリ Antoine-Joseph

de Vignerie

フランソワニレイモン・フランソワ・フランソワ-Raymond

de Senaux 息子

第二予審部 2^e chambre des enquêtes

部長評定官

ジャン・ドレイユ・ド・モンロール Jean Drouilhet de

Montaur

ベルナル・デニヤン・ドルンサン Bernard d'Aignan

d'Orbessan 父

評定官

ジェルマン・ダルブー Germain Darbou

ジャンニジャック・ド・クルトフ Jean-Jacques de

Courtois

ジャンニルイ・タンン Jean-Louis d'Anceau

リュック・サジユ Luc Saget

ピエール・ド・コメール Pierre de Comère

ジャンニジョゼフ・グラ・ド・リニヤンク Jean-Joseph

Gras de Lignac

エチエンヌニガブリエル・ド・ロケット Etienne-Gabriel

de Roquette

ジャンニマルク・デュクロ Jean-Marc Duclos

ジャンニホル・ド・トゥプリモン Jean-Paul de Tou-

pignon

ジャン・ド・ルボギエ Jean de Resseguier

ピエールニジョゼフ・ド・マルシユス Pierre-Joseph de

Marmiesse 息子

ジャックニバルテルミ・ド・シャルトリ

Jacques-Barthélemy de Charlary

ジャン・ド・フロット Jean de Flottes

de la Ribaute

ジャン・ダルンジャン Jean d'Albaricy

ガスパール・ド・カセニヨ・ド・サンニフェリックス

Gaspard de Cassaigneau de Saint-Félix

コート・ド・パライラン Cosme de Palarin 判子

ジャン・ロバチスト・ド・プロシヤン Jean-Baptiste de Progen

ジャック・ド・ジュブアン Jacques de Juin

フランソワ・ド・ポラストル François de Polastre 判子

クレマン・シヨゼフ・ド・カーズ Clément-Joseph de Cazes 息子

シヨゼフ・ロイヤニヤス・ド・ラボーム Joseph-Ignace de Labaune

第三子審部 3^e chambre des enquêtes

部長評定官

ジャン・ピエール・ド・フロ Jean-Pierre de Foucaud

ポール・カーズ Paul Cazes 父

評定官

ドミニク・ド・カセリヨ・ド・グラタン Dominique de Cassaigneau de Glatens

ジェローム・ラロック・ド・ヤン Géraud de Larroque de Séré

ギヨーム・ダリオル Guillaume d'Auriol

ギヨーム・ド・ヴィク Guillaume de Vic

ジャン・ダ・パピュス Jean de Papus

ジャン・ジャック・ド・コロシヤン・ド・ロリホルン

Jean-Jacques de Colonges de Laurières

ベルナール・ド・ヤラン Bertrand de Maran

ジャック・ド・ジュリアン・ド・ペグエイロール

Jacques de Julien de Péguérols

サロモン・ド・ノールヌ・ド・サン・モリス Salomon de Faure de Saint-Maurice 判子

フランソワ・ド・マルスロト François de Marcellier

フランソワ・マリオット François Mariotte

ピエール・ブラン Pierre Blanc

ジャン・フランソワ・ド・サン・ロラン Jean-François de Saint-Laurens 判子

アンリ・ド・スラージヨ・ド・ラメ Henri de Soulagès de Lamée

ジャン・エチエンヌ・ド・ヤン Jean-Etienne de Malaret

ピエール・ド・ルキ・デスカロンヌ Pierre de Reguy d'Escalonne 判子

ジャン・ルイ・ド・カタラン Jean-Louis de Catellan

ジャン・ピエール・カスタン Jean-Pierre Castaing

再審部 chambre des requêtes

部長評定官

フランソワ・ド・ルー・ド・サントニコロンブ

François de Roux de Sainte-Colombe

ギヨーム・マリ・ドゥヴリ

Guillaume-Marie d'Ouvrier

評定官

アンドレ・ニコラ André Nicolas

フランソワ・ド・シャルヴェ・ド・ラ・ファヴリ

François de Chalvet de la Favelle

ジャン・ルイ・ド・トランカリエ

Jean-Louis de Trenqualié

アンリ・ジョゼフ・ルネマ Henry-Joseph de Lherm

ジョゼフ・ド・ヴィニョ Joseph de Vignes

ジャン・フェリックス・デュモン Jean-Félix Dyèche

ピエール・ド・メリック・ド・モンガザン Pierre de

Méric de Montgazin

ルイ・ギヨーム・プジョル Louis-Guillaume Pujol

ジャン・フランソワ・ド・マッサンリ

Jean-François de Tournier R

イアサント・ド・ラロック Hyacinthe de Larocque

ギヨーム・ジョアサン・デュ・ポッシュ・ド・カ

Guillaume-Joachim du Puget de Gau

フランソワ・イノサン・ド・シロン François-Innocent de Ciron 息子

シャルル・ジョゼフ・ド・ブスケ Charles-Géraud de Bousquet

アントワーム・ド・カサグ Antoine de Causcade

検事局 gens du roi

次席検事 avocat général

クロード・ダヴィザール Claude Davisard

主席検事 procureur général

マリ・ジョゼフ・ル・マズイ

Marie-Joseph Le Mazuyer

次席検事 avocat général

アントワーム・ルコンテ Antoine Lecomte

ジャン・フランソワ・ド・マッサンリ

Jean-François de Tournier 弟

註

(一) A. Cobban, The parlements of France in the eighteenth century (History), p.67.

(二) L. et A. Mirot, Géographie historique de la France, Paris, 1947, deuxième édition 1979, pp. 375-380.

- (∞) Marion, op. cit., pp. 427-428; M. E. Lapière, Le parlement de Toulouse, Paris, 1875, p. 48; R. Mousnier, Les institutions de la France sous la monarchie absolue, tome II, Paris, 1980, pp. 297-300.
- (∨) Lapière, op. cit., pp. 57-58. ∨ Le parlement de Toulouse, son ressort, ses attributions et ses archives, Toulouse, 1869, pp. 10-11; Mousnier, op. cit., pp. 297-300.
- (Ⓛ) Lapière, Le parlement de Toulouse, son ressort, ses attributions et ses archives, pp. 8-9; Miroir, op. cit., p. 376; Mousnier, op. cit., p. 254.
- (Ⓞ) Le Vicomte de Bastard-d'Estiang, Les parlements de France, tome I, Paris, 1857, pp. 261-265.
- (∩) Ramet, op. cit., p. 500. c. f. Basville «...», tous les enfants des gros marchands aiment mieux s'anoblir et entrer en charge que de continuer et soutenir le commerce de leurs pères.》 縣志の文書に Moreil, op. cit., p. 231 以下に。
- (∞) M. Dubédat, Histoire du parlement de Toulouse, Paris, 1885, tome II, p. 331. c. f. Basville 《On compte à Toulouse cent trente-deux officiers, dont neuf présidents à mortier, huit présidents aux enquêtes, cent douze conseillers, deux avocats généraux et un procureur général.》 縣志の文書に Moreil, op. cit., p. 165 以下に。
- (Ⓞ) Blaquière, Castan et Gérard, Documents toulousains sur l'histoire de France II, pp. 25-26 ∨ Planche V.
- (Ⓞ) Almanach historique et chronologique de Languedoc, Année MDCCCLI, Toulouse, pp. 10-25.
- (∩) Mémoires sur M^{rs} du parlement de Toulouse, MS, 565 (39-R 764) pp. 103-135. Bibliothèque municipale d'Aix-en-Provence 所蔵。
- (∩) 各前の確定作業に使用した文献は以下に列挙する。次の ∨ 符に。 J. Villain, La France moderne grand dictionnaire généralique, historique et biographique Haute-Garonne et Ariège, Marseille 1911-1913 réimpression 1982; L. De La Roque, Armorial de la noblesse de Languedoc généralité de Toulouse, Marseille, 1863, réimpression 1980; A. Brémont, Nobiliaire toulousain, 2 vols., Toulouse, 1863; A. Du Mége, Dictionnaire historique ou biographies des personnages qui se sont rendus célèbres dans la ville de Toulouse, 2 vols., Toulouse, 1823; Documents historiques et généalogiques sur les familles et les hommes remarquables du Rouergue, 4 vols., Rodez, 1854-1860; G. Thonnant, Documents généalogiques et historiques sur les familles nobles ou notables du Haut-Quercy, Cahors, 1977; P. de Vignerie, Preuves

de noblesse des capitouls de Toulouse, Paris, 1982; Les toulousains dans l'histoire sous la direction de Philippe Wolf, Toulouse, 1984; M.E.Lapière et Ch. Roques, Inventaires sommaires des Archives départementales antérieures à 1790, Haute-Garonne, Archives civiles—Série B3, Toulouse, 1888; De La Chesnaye Desbois, Dictionnaire de la noblesse, contenant les généalogies, l'histoire et la chronologie des familles nobles de la France... 19 vols., Paris, 1863, réimpression 1980.

(13) 評定官にマリリシヨゼン・ド・カブレイロール・ド・ヴァルンソンとあるが、彼は実際には一七二三年貨幣偽造罪で官職を剥奪されている。Lapière et Roques, op. cit., p.162.

(14) 『覚書』に「彼は肺結核で死亡」Mémoires, p.114. il se meurt d'une maladie de consumption. とあるが、死亡は一七二八年八月二二日である。Villain, op. cit., p.549.

(15) 『覚書』に「部長評定官ド・ドレイエ氏は死亡し、息子ド・キンロール氏 M. de Monlaur を残す。—中略—彼は父の官職につきたがってこの事。」Mémoires, p.119. M. le Président de Drouillet mort laisse M. de Monlaur son fils... qui veut prendre la place de son père... とあるが、父の死亡は一七二〇年代、息子の官職

就任は一七二〇年だから一七二八年当時は空位としようとする。Villain, op. cit., pp.1813-1814; Brémont, op. cit., p.290.

(16) 『覚書』に「ド・サシエ氏は卒中で、絶対に治るじやない。—彼はその後死亡。」Mémoires, p.120. M. de Saget apoplectique et absolument hors d'état d'en revenir—Il est mort depuis とあるが、彼は一七一八年七月二九日死亡である。Villain, op. cit., p.595.

(17) 『覚書』に「ド・ロケット氏は死亡したばかりである。」Mémoires, p.121. M. de Roquette vient de mourir とあるが、彼は一七一八年六月二四日死亡である。Villain, op. cit., pp.472-473. 以上の結果、逆に『覚書』の書かれた時期は、「死亡したばかり」が六月二四日、「その後死亡」が七月二九日だから、この間に書かれた「肺結核で死亡」が八月二二日だから、八月にもなお情報は盛り込れていたということになる。

二、さて、これら一二七人はいずれも当時王権によって要求された資格をみたして就任していた。しかし、就任資格は十七世紀後半から十八世紀にかけて変化しており、就任年代の異なる全員が同じ資格に服したとは言いがたい。王権は従来官僚志願者が大学で法学を勉強し、その後何年か弁護士見習いをするよう要求していたが、

一七一八年の時点では、一六七九年の王令が志願者に大
学法学部で教会法ないし民法の学士号をとり、三年間の
弁護士見習いをするよう要求していた。しかも年齢は一
六六〇年と六五年の王令により、丸帽子の部長には四十
歳と十年の司法経験、評定官には二七歳、次席検事と主
席検事には三十歳以上が要求されたが、その後の王令に
より、もはや丸帽子の部長には三十歳と十年の司法経
験、評定官には満二五歳しか要求されなかった。⁽¹⁾

こうした資格を得るためには、志願者は早くから覚悟
を決めて一定の教育を受けねばならなかった。トゥルー
ズとその周辺部の志願者にとっては、これは中等教育の
場から決っていた。十七、十八世紀のトゥルーズにおけ
る中等教育機関、これはイエズス会の学院とエスキルク
院 *collège de l'Esquille* であった。両学院はほとんど同
じ時代、一五六六年と一五六〇年に創設された。両学院
の発展の経過にはさまざまなドラマがあった。一二七人
の法院官僚が教育を受けたとおぼしき時代のそれを指摘
するならば、まず、イエズス会の学院は一六八一年頃自
分たちの学院の哲学級 *classe de philosophe* と神学級
classe de theologie を大学に編入することに成功した
し、同じく八九年には最初の学芸の講座導入に成功し

た。こうして、イエズス会の学院は事実上トゥルーズ大
学の学芸学部 *faculté des arts* になったのであった。従
って、この学院の人気は市民の間で大きく、多数の生徒
を集めることになった。この学院は一六六七年全課程を
そなえた学院 *college de plein exercice* になっていて、
一二〇〇人の生徒を教えたが、やがて十八世紀後半期に
は王立学院となつて、一五〇〇人を数えることになる。⁽³⁾
しかも、伝統にささえられ、時には数世代にわたつてこ
の学院で勉強した家系もある。例えば、評定官ドミニ
ク・ド・バスタールの場合が好例である。彼の父ジャン
Jean がこの学院をでたが、ドミニク自身も、彼の息子⁽⁴⁾
フランソワ Francois も同学院を卒業したのであった。
次に、エスキルク学院はどうであろうか。同学院は一五
六四年の高等法院裁決 *arrêt du parlement* で学芸学部
の教授 *docteurs-regents* の常設授業を受け入れるよう
命ぜられ、学院の院長も教授が兼任した。これは要する
に、学芸学部が学院に本拠を置いた状態のことで、一七
〇三年まで続くことになった。この間、学院の講義に出
席した新入生は大学生と同列に置かれて、学院で過ごし
た勉学期間は大学の在学期間に数えられた。だから、彼
らはイエズス会に比較すれば早くからこの学院に学ぶこ

とによってトゥルーズ大学学芸学部生の資格を享受できたし、学芸修士 *maîtres es arts* になることができた⁽⁵⁾。エスキル学院の運営は最初トゥルーズ市の費用によったが、一六五四年キリスト教教義修道会 *Congrégation de la Doctrine chrétienne* があたることになった⁽⁶⁾。一六六七年における生徒数は九六七人であった⁽⁷⁾。しかし、やがてイエズス会の学院が前述のように学芸学部になると、一七〇三年からエスキル学院はその資格を失ない、一時的に衰退した。そこで、これを克服する必要から、トゥルーズにはエスキル学院が大学と再度合体してはどうかという世論が生じ、結局一七一六年この学院を大学付属とする決定がなされた。その結果、生徒は今後昔日のように学院ですごした勉学期間を大学の在学期間に数えもらうことができるようになり、この学院の哲学教師によって学芸修士の学位が授与されることになったのだ⁽⁸⁾。この学院で学び、成長した法院官僚も少なくないが、中でも評定官ジャン・フランソワ・ド・サン・ピエロは十四歳で哲学の学位論文 *thèse général de philosophie* を提出し、大成功をおさめたのであった⁽⁹⁾。

やがて、これらの学院を修了した志願者は大学の専門学部に進学することになる。すでに学院の上級学級を修

了することで、彼らは大学予科に相当する学芸学部を修了したことになる⁽¹⁰⁾。従って、彼らはそのまま司法官僚の養成を担うトゥルーズ大学法学部に進学することが多かったものと思われる。というのも、トゥルーズ高等法院の官僚には、管轄の南部 *Midi* ではローマ法が普通法だったから、ローマ法、特にユスチニアヌス法は必要不可欠であったが、パリ大学法学部ではローマ法の教育が禁じられていたからである⁽¹¹⁾。トゥルーズ大学法学部は一二七人の法院官僚が教育を受けた時代には昔日の国際の名声を失ない、衰退していた。しかし、この時代には、フランスの大学法学部はどこでも衰退しており、トゥルーズ大学法学部だけに固有の現象ではなかった。一般に、法学部が衰退した重要な原因はどこでも法の理論的研究志向が減退したばかりでなく、ローマ法の有用性が次第にフランスの訴訟手続から消えていったからに他ならない⁽¹²⁾。トゥルーズ大学法学部は十六世紀には学生数四〇〇〇人とか一万人と指摘される盛況をきわめた時代を経験したが、一六七九〜八〇年期にはクリスマスまでに登録した学生数はわずか二二二人にすぎなかった。八〇〜八一年期には三五五人、八二〜八三年期には三〇八人に下った。学生の平均数は三〇〇〜四〇〇人の間を上

下しており、十八世紀になっても大きな変化はない。⁽¹³⁾ 学院を修了した志願者は一六七九年の勅令により法学士 *licence en droit* の資格を得るには、三年の修業年限、試験の合格、論文 *thèse* の提出を必要とすることになった。⁽¹⁴⁾ このうち、修業年限についてのみは一六九〇年の国王宣言 *déclaration du roi* により、二年に短縮されたが、一七〇〇年の国王宣言により、再び三年にもどされている。⁽¹⁵⁾ 志願者はこの間法学部で、ローマ法、フランス法、慣習法等の授業を受けた。通常、授業は毎日おこなわれた。学生は一日二教科出席し、勉強することになっていた。例えば新しく導入されたフランス法の講義は夕方に置かれていた。⁽¹⁶⁾ どの教科も授業時間は一時間半であった。教授はノートの口述に三十分、説明に三十分、質問に三十分をあてた。⁽¹⁷⁾ 使用する言葉はラテン語だった。もっとも、新しい授業科目、特にフランス法の授業はフランス語によった。⁽¹⁸⁾ 同じ法学部の授業でも、教会法のそれは次第にかえりみられなくなったように思われる。なぜなら、聴講生もいないし、⁽¹⁹⁾ 学位をほしがる志願者もいなくなってしまうからである。

かくて、学生は所定の経過の後、試験、学位の取得となる。一六八二年の国王宣言は学位の取得年齢として十

八歳を要求したが、一六九〇年の国王宣言はこれを十七歳に下げている。⁽²⁰⁾ 試験の時期はほとんどでも八月末だった。試験の費用は非常に高かった。規定では七〇リヴル *livres* だったが、それに付随的な多くの出費もかさなっていた。さまざまな便誼がはかられたにもかかわらず、かくも費用がかかるため、多くの学生が受験できなかった。教授は学生あつてのことなので、学生の関心を引こうとすることもあつた。ここから、他大学ではよく噂される闇取引Ⅱ学士号を金で買うという不正行為が発生した。⁽²¹⁾ トゥールーズ大学の近辺では、一七五一年廃止の憂き目にあつたカオール Cahors 大学の衰退の真の原因はダルジャンソン侯 *marquis d'Argenson* によると「学位の取引がそこで行なわれていた罰」であつた。⁽²²⁾ しかし、ことトゥールーズ大学法学部に関する限り、このような不正の形跡はない。ここでは、古くからの規律が弛緩せずに効力を維持していたように思われる。

志願者は学位を得ると、将来法院官僚になるためには弁護士 *avocat* になる必要があつたから、高等法院の官僚の前に出頭し、弁護士の職業について宣誓しなければならなかった。この際には、当然のことながら、学士証書を提出しなければならなかった。志願者は宣誓をすると「法

院付き弁護士」*avocat au parlement*の称号を得ることができた。トゥルーズでは、十八世紀を通じて毎年平均五、六人の学士号保持者が法院で宣誓して、「法院付き弁護士」になったのであった。しかし、これら新しい弁護士の大多数はトゥルーズで弁護士を開業する意図はなかった。下級の国王裁判所の裁判官には、弁護士資格が要求されたから、「法院付き弁護士」になった者もいるし、弁護士の名声にあこがれてなつたまでで、その肩書を後生大事にもつて、法曹界から離れていった者も多い。従つて、トゥルーズに残り、弁護士を開業した者は十人に一人の割合であつた。⁽²³⁾しかし、この程度の進出でも、バヴィルによると、十七世紀末で一三〇人の弁護士がいたくらいだから、⁽²⁴⁾数の上で十分増加し、多すぎることはなつた。

ところで、志願者は「法院付き弁護士」になつたとしても、まだ一人前の弁護士ではなくて、すぐ実務をこなせるとはみなされていかなかった。従つて、一六八〇年の国王宣言は弁護士に実習を要求した。この実習は法廷に出席して弁論の実際について見聞を広めることと指導的な弁護士から講義を受けることにあり、期間は三年間であつた。この実習期間が終了すると、彼らは弁護士会 *ordre des avocats* に登録し、晴れて弁護士となるので

あつた。⁽²⁵⁾この実習を終えた弁護士の中から、毎年試験を受けて数人が法院官僚に就任するのであつた。⁽²⁶⁾

この試験は時代とともに多様な内容になつた。試験科目はローマ法、教会法、訴訟手続だったが、フランス民法、刑法、商法も加えられた。試験は通常朝七時に始まり、十時まで、四旬節には十一時まで続くことになつた。試験官は部長評定官と四人の評定官、計五人。志願者はラテン語で最初にちょっとした演説をして、試験に合格することを頼む。これに対して、部長評定官が応答する。以下、本の偶然開かれた個所の条文、条項をめぐつて口答試験が始まる。票決で三分の二が賛成すると、就任が決定する。志願者は再び一堂にラテン語で演説し、院長がそれに応じて終了する。⁽²⁷⁾

以上が志願者のたどるべき就任までの過程である。この過程をへて二五歳で就任する時、彼らはすでに一人前の司法官になつていたということになるのである。

註

- (1) Marion, op. cit., p. 430
- (2) F. de Dainville, *L'éducation des jésuites (XVII^e-XVIII^e siècles)*, Paris, 1978, p. 136; Ramet, op. cit., p. 522; Coppolani, *Toulouse, études de géographie*

urbaine, p. 79.

- (3) Coppolani, op. cit., p. 79.
- (4) Bastard d'Estang, op. cit., pp. 99-100, pp. 227-228.
- (5) R. Corraze, L'Esquile Collège des Doctrinaires (1654-1792) (Mémoires de l'Académie des sciences inscriptions et belles-lettres de Toulouse. 1938. pp. 230-231.
- (6) Corraze, op. cit., p. 191, p. 200.
- (7) Ramet, op. cit., p. 522; Coppolani, op. cit., p. 79.
- (8) Corraze, op. cit., pp. 235-239.
- (9) Du Mège, op. cit., tome II, p. 371.
- (10) A. de Curzon, L'enseignement du droit français dans les universités de France aux XVII^e et XVIII^e siècles, Paris, 1920, pp. 15-16.
- (11) A. Deloume, Aperçu historique sur la faculté de droit de l'université de Toulouse de l'an 1228 à 1800, Toulouse, 1900, p. 126.
- (12) Coppolani, op. cit., p. 78.
- (13) Deloume, op. cit., p. 126.
- (14) Deloume, op. cit., pp. 127-128.
- (15) Deloume, op. cit., p. 134.
- (16) Curzon, op. cit., pp. 77-78.
- (17) Deloume, op. cit., p. 135.
- (18) Deloume, op. cit., p. 142; Curzon, op. cit., p. 79.

十八世紀前半期のトゥールーズ高等法院官僚 (上)

- (19) Deloume, op. cit., p. 140.
- (20) Curzon, op. cit., p. 76.
- (21) Curzon, op. cit., pp. 86-87.
- (22) Curzon, op. cit., p. 98.
- (23) Berlanstein, op. cit., p. 11.
- (24) Dubéda, op. cit., tome II, p. 331.
- (25) Berlanstein, op. cit., p. 5.
- (26) Berlanstein, op. cit., p. 11.
- (27) Bastard d'Estang, op. cit., pp. 126-128.

三、しかし、現実には多くの志願者が王権から資格の免除証を与えられて就任している。今ここに、その免除証を列挙するなら、大学における勉学、学士の資格、在学期間を一括して免除してもらい、勉学、資格及び期間の免除証 *lettres de dispense de temps, d'études et d'interstice*、法院への就任年齢規定を免除してもらい、年齢規定免除証 *lettre de dispense d'âge*、同じ法院内に同時に三親等までの親族（父子、兄弟、伯父と甥）と縁組による親族（義兄弟、義父と娘婿）が評定官以上の官職についてはならないとする規定、即ち同門就任禁止規定免除証 *lettre de dispense de parenté et alliance* があつた。⁽¹⁾ この中、年齢規定免除証と同門就任禁止規定免

除証が最も重要である。

年齢規定免除証はしばしば志願者に発給され、若くして就任している。ペギヨン・ド・ラルブストによると、トゥルーズ高等法院においても、一七七五年以前に就任した評定官の七四%が、七五年以後就任した評定官も七四%が年齢規定免除証の発給を受け、就任時の平均年齢は前者で二四歳、後者で二三歳であった。⁽²⁾ また、ポール・Paulhetによると、一六八八〜九八年には、新任評定官三七人中一七人が年齢規定免除証を受け、就任時の平均年齢は二四歳であった。⁽³⁾ しかし、十八世紀前半期の志願者についてはどうであろう。「覚書」は法院官僚各人の年齢を明記しているが、実際に筆者が調べた年齢と比較、対照してみると、四七人中五人しか一致しない程誤りが多い。⁽⁴⁾ そこで、筆者が確定した年齢により審門部毎の評定官への就任平均年齢を検討してみる。実を言うと、大審部、刑事部の評定官についてはここで除外しておこう。というのも、志願者がまず就任するのは再審部、予審部で、十分経験をつんでから古参になると大審部に廻り、そこから交代で古参の順に刑事部に出向して⁽⁵⁾ おり、大審部、刑事部には新任の若手はいないのである。

ところで、表三は第一予審部から再審部までの判明した氏名と年齢リストである。第一予審部については、二人中八人判明し、就任平均年齢は二五・二五歳である。第二予審部については、二人中九人判明し、平均年齢は二五・三三歳。第三予審部については、一人中一人判明し、平均年齢は三〇歳。予審部全体としての平均年齢は二七・一四歳であった。再審部については、一人中八人判明し、平均年齢は二七・五〇歳であった。⁽⁶⁾ これらの数値は一体何を意味しているのだろうか。就任する評定官が、ペギヨン・ド・ラルブストやポレの検討した時期の平均年齢に比較してやや年をとっているということであろう。ただし、この二七歳台の数値は就任年齢表から自明なように、三十歳以上か二五歳以下の評定官が多く、両者の中をとってでてきたものである。従って、現実には、新就任の評定官は落着いて物静かな三〇歳台と若々しい活気にあふれた二五歳以下の若者によって構成されているのであった。

同門就任禁止規定免除証はどうであろう。これを得て法院に就任した官僚も少なくない。例えば、ジャン・マチアス・デュ・ブルカヴェニユは一七一四年法院評定官に就任するに際し、父ガブリエル・アマール

Gabriel-Amable 伯父ポール・ド・ロンブラーイ Paul de Lombraill 義兄弟ジャン・ド・ルセギエが在職中だったため免許証を得たが、分類番号B―一九三七と一九三九を檢討しただけでも、免許証を得た例は一三件（ジャン・フランソワ・ダセザ・ド・トゥピニョン、ジャン・ド・パララン、バルタザール・ド・ブタリック、ジャン・マルク・デュクロ、クレマン・ロジヨゼフ・ド・カーズ、ポール・ド・カーズ、フランソワ・マリオット、ピエール・ブラン、ジャン・フランソワ・ド・サン・ロラン、ジャン・ルイ・ド・カタラン、イアサント・ド・ラロック、

表三 典拠は註(6)参照のこと。

氏名	就任年齢
〈第一予審部〉	
E.-L. ド・カンボン	25
D. ド・バスタール	23
J. ド・カタラン	30
J.-J. ド・レ	24
T. ボンヌマン	22
B. ド・ブタリック	29
J.-M. デュ・プールニカヴェニユ	27
J.-J. デスコルビアック	22
〈第二予審部〉	
G. ダルブ	31
J. ド・ルセギエ	23
P.-J. ド・マルミエス	20
J.-B. ド・シャルラリ	32
J. ド・フロット・ド・ラ・リポート	23
G. ド・カセニョ・ド・サン＝フェリックス	31
C. ド・パララン	22
C.-J. ド・カーズ	23
J.-I. ド・ラポーヌ	23
〈第三予審部〉	
D. ド・カセニョ	35
G. ド・ラロック・ド・セレ	27
G. ド・ヴィック	23
J. ド・ジュリアン・ド・ペグエイロール	25
F. ド・マルスリエ	49
F. マリオット	30
P. ブラン	30
J.-F. ド・サン＝ロラン	24
P. ド・ルキ・デスカロンヌ	30
J.-L. ド・カタラン	23
J.-P. カスタン	34
〈再審部〉	
F. ド・シャルヴェ・ド・ラ・ファヴリ	28
J.-F. ディエシュ	34
P. ド・メリック・ド・モンガザン	34
L.-G. プジョル	23
J.-Fr. ド・トゥルニエ (弟)	23
H. ド・ラロック	24
Fr.-I. ド・シロン	31
Ch.-G. ド・ブスケ	23

フランソワ・ド・トゥルニエ)を確認できる⁽⁸⁾。これとは別に、『覚書』によって父子の同時在職を一三組確認できる。この中には、前記の人々とかさなる人が五人いるから、実質八人が同門就任禁止規定免許証を得て一七一八年当時いたということになる⁽⁹⁾。

しかし、更に注目すべきことは一人で年齢規定免除証と同門就任禁止規定免除証の二つを得て就任することも少なくないことにある。例えば、ジャン・フランソワ・ド・トゥルニエは一七〇七年次席検事に就任するに際し、年齢二一歳であったため年齢規定免除証を、同姓名の兄と伯父ピエール・ド・トゥルニエが評定官として在職しているため同門就任禁止規定免除証を得て就任したが、⁽¹⁰⁾同様の事例を他に分類番号B—一九三七と一九三九を検討しただけで、他に六件(ジャン・フランソワ・ダセザ・ド・トゥピニオン、クレマン・ジョゼフ・ド・カーズ、ジャン・ルイ・ド・カテラン、イアサント・ド・ラロック、フランソワ・ド・シロン、ジャン・フランソワ・ド・トゥルニエ)を確認できる⁽¹¹⁾。もし、史料上の検討を拡大していれば、相当数の免除例を指摘できよう。すでに、これだけの事例だけで、法院内に多数

の親族が就任して官職を独占している状況を想像させるに十分である。

註

- (1) Marion, op. cit., pp. 429-431. <Parlement>の項目。
- (2) Peguiban de Larboust, op. cit., pp. 39-41.
- (3) Jean-Claude Paulhet, Les parlementaires toulousains à la fin du dix-septième siècle (Annales du Midi, 1964), p. 192; M. Virieux, Une enquête sur le parlement de Toulouse en 1718 (Annales du Midi, 1975), p. 40.
- (4) 一覧表にしてみると次のとおり。

氏名	覚書に よる年 齢	正しい 年齢
ジャック・フィリップ・ド・シロン	65	68
ベルナル・ダスプ	50	50
ジョゼフ・ガスパール・ド・マニバン	30	32
ジョゼフ・ド・コレ	38	34
アンリ・ベルナル・ド・サット	60	58
ジョゼフ・マリ・ド・ギレルマン	53	52
ジャン・フランソワ・ダセザ・ド・トゥピニオン	50	52
フランソワ・ド・カテラン	60	69
エマニュエル・ルイ・ド・カンボン	50	47

ドミニク・ド・バスタール	35
ジャック・ド・カテラン	28
ジャン ジャック・ド・レ	36
チモレオン・ボンヌマン	34
バルタザール・ド・ブタリック	30
ジャン マチアス・デュ・ブール カヴェニユ	30
ジャン ジャック・デスコルビアック	25
ジェルマン・ダルブ	60
ジャン・ド・ルセギエ	35
ピエール ジョゼフ・ド・マルミエス	35
ジャック バルテルミ・ド・シャルラリ	35
ジャン・ド・フロット・ド・ラ・リポート	30
ガスパール・ド・カセニョ・ド・サン フ エリック	45
コーム・ド・パララン	30
クレマン ジョゼフ・ド・カリーズ	24
ジョゼフ イニャス・ド・ラポーンヌ	28
ドミニク・ド・カセニョ	64
ジェロー・ド・ラロック・ド・セレ	50
ギヨーム・ド・ヴィイク	47
ジャック・ド・ジュリアン・ド・ペグエイ ロール	45
フランソワ・ド・マルスリエ	48
フランソワ・マリオット	35
ピエール・ブラン	40
ジャン フランソワ・ド・サン ロラン	28

29	34	37	58	41	45	50	62	24	25	29	37	33	43	32	35	56	26	31	33	28	32	31	35
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

位

ジャン ルイ・ド・カテラン	23
ジャン ピエール・ド・カスタン	28
フランソワ・ド・ルー・ド・サント コロンプ	48
ギヨーム マリ・ドゥヴリエ	25
フランソワ・ド・シャルヴェ・ド・ラ・フ アヴリ	48
ジャン フリックス・デイエシユ	47
ピエール・メリック・ド・モンガザン	50
ルイ ギヨーム・プジョル	45
ジャン フランソワ・ド・トゥルニエ	38
シャルル ジェロー・ド・ブスケ	23
クロード・ダヴィザール	45
マリ ジョゼフ・ル・マズィエ	50
アントワヌ・ルコント	45
ジャン フランソワ・ド・トゥルニエ	35

この表を作成するために使用した主たる文献は以下の通

ら。Mémoires., pp.103-131; Villain, op. cit.; De La Roque, op. cit.; Brémond, op. cit.; De La Chesnaye Desbois, op. cit.; Série B-1937, 1939.

(45) Mémoires., p. 112; Bastard d'Estang, op. cit., p. 204.

(46) Mémoires., pp. 115-129; Villain, op. cit., Hタニエ
エル||ルイ・ド・カンボン p. 1069, アシニク・ド・バス
タール p. 1201, ジャック・ド・カテラン p. 238, ジャ
ン||マチアス・デュ・ブール||カヴェニユ p. 131, ジャ

- ノニジャック・デスコルビアック p. 820, シェルマン・
 ダルブ p. 671, シャン・ド・ルセギエ p. 81, ジャックニ
 バルテルミ・ド・シャルラリ p. 1541, ガスプーレ・ド・
 カセニヨ・ド・サンニフエリタクス p. 1568, ドミニック・
 ド・カセニヨ・ド・グラタン p. 1567, シェロ・ド・ラロ
 ック・ド・セレ p. 848, キョーテ・ド・ヴァンタ p. 1389,
 ジャック・ド・シユリアン・ド・ペンヘイローレ p. 668,
 シャンニルイ・ド・カテラン p. 239, フランソワ・ド・
 シャルヴェ・ド・ラ・ファヤリ p. 1155, ヴァーレ・ド・
 メリック・ド・モンガザン p. 500, シャンニフランソワ・
 ド・トゥルニエ(衆) p. 1275; Brémont, op. cit., ハブ
 ニエフルニエ・ド・カンネン tome I, p. 161, ヴァリ
 ク・ド・ンスタール tome I, p. 74, ジャック・ド・カテ
 ラン tome I, p. 198, シャンニジャック・ド・ン tome
 II, p. 330, シャンニマチアス・デト・ブルニカザエニ
 フ tome I, p. 130, シャンニジャック・デスコルビエニ
 ク tome II, p. 417, シェルマン・ダルブ tome I, p.
 255, シャン・ド・ルセギエ tome II, p. 326, ヴァーレニ
 ショゼフ・ド・ペルシエス tome II, p. 133, ジャックニ
 バルテルミ・ド・シャルラリ tome I, p. 214, シャン・
 ド・フロット・ド・ラ・リポータ tome I, p. 351, ガス
 プーレ・ド・カセニヨ・ド・サンニフエリタクス tome
 I, p. 179, コーテ・ド・ペララン tome II, p. 252, タン
 マンニシヨヤフ・ド・カース tome I, p. 207, シヨヤ
 フニイニヤス・ド・ラポーム tome II, p. 27, ドミニック・
 ド・カセニヨ・ド・グラタン tome I, p. 178, シェロ・
 ド・ラロタク・ド・セレン tome II, p. 65, キョーテ・ド・
 ヴァンタ tome II, p. 501, ジャック・ド・シユリアン・
 ド・ペグヘイローレ tome II, p. 21, フランソワ・ド・
 プルスリフ tome II, p. 129, フランソワ・マリネット
 tome II, p. 132, ヴァーレ・ニラン tome I, p. 106, シ
 ャンニフランソワ・ド・サンニロラン tome II, p. 393,
 ヴァーレ・ド・ルキ・チスカロンヌ tome II, p. 324, シ
 ャンニルイ・ド・カテラン tome I, p. 198, シャンニ
 ヴァーレ・カスタン tome I, p. 182, ヴァーレ・ド・メリ
 ック・ド・キンガカン tome II, p. 158, ルニニキョー
 テ・ド・シヨレ tome II, p. 298, シャンニフランソワ・
 ド・トタルニエ(衆) tome II, p. 471, イムサント・ド・
 ラロタク tome II, p. 64, フランソワニイノサン・ド・
 シロン tome I, p. 221, シャルルニシェロ・ド・ブステ
 tome I, p. 132; Série B, ヴァリタク・ド・ンスタール
 1937-96, シャンニジャック・ン 1937-252, チモレオン・
 衆ニムマン 1937-347, バルタザール・ド・ブタリック
 1937-375, シェルマン・ダルブ 1937-213, シャン・ド・
 フロット・ド・ラ・リポータ 1937-173, ガスプーレ・
 ド・カセニヨ・ド・サンニフエリタクス 1937-296, コー
 テ・ド・ペララン 1937-305, フランソワ・ド・マルスリ
 フ 1937-212, フランソワ・ヤリオット 1937-243, ヴァ

- ール・フラン 1937-276, ジャン＝フランソワ・ド・サ
ン＝ロラン 1937-357, ジャン＝フェリックス・ディエ
ン 1937-113, ルイ＝ギヨーム・プシヨール 1937-1, ジ
ャン＝フランソワ・ド・トゥルニエ 1937-170, イブサン
ド・ド・ラロック 1937-291.
- (7) De La Roque, op. cit., p. 98.
- (8) Archives Départementales de la Haute-Garonne (以
下 A. D. 省略), Série B-1937, 1939.
- (9) Mémoires., pp. 103-131.
- (10) A. D., Série B-1937-170, Villain, op. cit., p. 1275.
- (11) A. D., Série B-1937, 1939.

四、さて、志願者は就任の資格が整うと、官職を購入し
なければならぬ。周知のように、官職価格は十六世
紀以来売官制の大発展に伴って高騰し、十七世紀にはそ
の頂点を迎えた。⁽¹⁾そこで、王権は一六六二年国王宣言を
だして、取引きされる官職価格の上限を決定した。これ
が表四である。しかし、もちろん、現実に取り引される官
職は必ずしもこの価格上限内でおさまるものではなか
った。ポレが明らかにした十七世紀末の法院における官
職価格はおおむねこの価格上限内にとどまっているが、⁽²⁾
一七一八年に在職した志願者が取引する官職価格はいく

らだったろうか。実のところ、価格の事例に不足する。
これは後述するように、官職の世襲化が進み、取引件数
が減少しているといった事情にも原因がある。価格の事
例は表五を参照。まず、丸帽子の部長職については三
例ある。⁽³⁾マニバンの場合には価格上限ぎりぎりで行引した
ことになるし、ドゥヴリエの場合は上限をこえて取引し
たことになる。数少ない丸帽子の部長職の取引は志願者
にとつて大変なチャンスになり、高騰をまねいたものと
思われる。次に、予審部俗人評定官職については二例
ある。⁽⁴⁾これらの価格は上限をかなり下廻っているが、更

表四 M. E. Lapière, Le parlement
de Toulouse, Paris, 1875, p. 35.
から作成。

官職価格上限表	
丸帽子の部長職	120000
予審部長評定官職	30000
再審部長評定官職	80000
聖職評定官職	50000
俗人評定官職	60000
次席検事職	110000
主席検事職	120000

表五 典拠は本文の註参照のこと。

氏 名	事由	取引の年	金 額
リーヴル			
〈丸帽子の部長職〉			
ジョゼフ＝ガスパール・ド・マニバン	購入	1683	120000
同 じ	売却	1722	120000
ギヨーム＝マリ・ドゥヴリエ	購入	1739	130000
〈予審部俗人評定官職〉			
ギヨーム・ドリオル	購入	1695	40000
ドミニク・ド・バスタール	購入	1706	31000
〈再審部俗人評定官職〉			
ギヨーム＝マリ・ドゥヴリエ	売却	1739	33000
〈次席検事職〉			
クロード・ダヴィザール	売却	1733	118000
〈院長職〉			
ジョゼフ＝ガスパール・ド・マニバン	支払	1722	150000

に二つの価格の間にも格差がある。この理由はその時々
 の経済情勢、購入希望者の有無、売却側の思惑等が複雑
 に作用するものであるから、容易に決めることはできな
 い。次に、再審部俗人評定官職について一例ある。⁽⁵⁾ 最後

に、次席検事職についても、一例ある。⁽⁶⁾ これも官職価格
 の上限をこえて取引された点に注目しておこう。更に、
 通常の売官官職とは性格が異なるとはいえ、院長職につ
 いても見ておこう。

周知のように、法院の院長職は売官制に組み込まれて
 はおらず、王権の直接任命によった。しかし、王権はこ
 の院長職に就いていた者、ないしはその家族にいつしか
 慰勞金 *brevet de retenue* を与えることにし、そのお
 金を新任院長に支払わせたのであった。この金額は時代
 によって異っていたが、新任院長にとっては事実上官職
 価格と映ったのもうなずけよう。表五から明らかなよう
 に、ド・マニバンは王権から慰勞金を引退した前院長フ
 ランソワ・ベルチエに支払うよう命ぜられた。これはテ
 オドル・ド・モラン *Théodore de Morant* が一六八
 七年就任に際し命ぜられた金額と同じである。ド・マニ
 バンは部長職を売却して得た金を慰勞金にあてたものと
 思われる。⁽⁷⁾

以上の検討により、事例こそ多くはないが、一七一八
 年に在職した人々の取引した官職価格が明らかになっ
 た。これらは一六六二年に王権が決定した官職価格の上
 限ぎりぎりか、それを越えるものが多かった。はっきり

下廻るのは俗人評定官の価格のみであった。一般に、十八世紀における高等法院の官職価格は低下の傾向にあると指摘されている。これはアンリ・カレ Henri Carré 以来通説化しており、フォードも一七一五〜四八年について認めている⁽⁸⁾。しかし、トゥルーズの場合、ペギモン・ド・ラルブストによると、一七七五年以後においても丸帽子の部長職で一二万リーヴル、評定官で、四万五〇〇〇リーヴルで取引されていて官職価格に低下の傾向はみられない⁽⁹⁾。従って、恐らく、地方高等法院の中で、トゥルーズのそれにおける官職価格は十八世紀にも低下しない数少ない事例と思われる。

註

- (1) R. Mousnier, *La vénalité des offices sous Henri IV et Louis XIII*, édition revue et augmentée, Paris, 1971. 参照。
- (2) Paulhet, op. cit., pp. 191-192.
- (3) F. トリニエンヌ S. Clair, Joseph-Gaspard de Maniban, premier président du parlement de Toulouse, de 1722 à 1762, 1980, p. 81. チャヴリヤック A. D., 3 F. 12058-272. Inventaire de Guillaume-Marie d'Ouvrier (1754年作成)〈Papier〉159-178 号。

十八世紀前半期のトゥルーズ高等法院官僚 (上)

- (4) M. Thoumas-Schapiro, op. cit., p. 327 と Bastard d'Estang, op. cit., p. 140.
- (5) Frêche, op. cit., p. 380.
- (6) Villain, op. cit., p. 262.
- (7) Clair, op. cit., p. 82.
- (8) H. Carré, *La fin des parlements*, Paris, 1912, pp. 6-8; Ford, pp. 148-151.
- (9) Peguilhan de Larboust, op. cit., pp. 59-60.

五、さて、ひとたび法院に就任すると、法院官僚は一門の繁栄を願って、意欲的に自分の官職を親族、特に息子、甥に世襲させたり、自身父(伯父)から世襲していることが少なくない。

例えば、一六九五年、ベルナル・ダスは父から譲渡されて評定官職に就いたし、一六九七年、フランソワ・ド・シャルヴェ・ド・ファヴリはベネディクト会修道士になった実弟から譲渡されて評定官職に就いたし、一七〇二年、ジャン・ジョルジュ・ド・ニユプスは伯父から譲渡されて丸帽子の部長職に就いたのであった⁽¹⁾。これらはいずれも譲渡された事例だが、合計すると、一八件(アンリ・ベルナル・ド・サット、ジョルジュ・マチアス・ド・トリヴ、フランソワ・ド・ジュリアール、

ルイ・ド・ジュージュー・ド・ブラサク、アントワーヌ・ジョゼフ・ド・ヴィグリ、ピエール・ド・コメール、ジャン・ジョゼフ・グラ・ド・リニヤック、エチエンヌ・ガブリエル・ド・ロケット、ピエール・ジョゼフ・ド・マルミエス、ドミニク・ド・カセニョ・ド・グラタン、ジェロ・ド・ラロック・ド・セレ、ジャン・ド・パピュス、ジャン・ジャック・ド・コロンジュー・ド・ロリエール、ギヨーム・マリ・ドゥヴリエ、マリ・ジョゼフ・ル・マズイエ)を確認できる。⁽²⁾

また、例えば、一七三二年、ピエール・ド・ボワシは自分の評定官職を息子ピエール・エチエンヌに譲渡したし、同じ一七三二年、ピエール・デュマスは自分の評定官職を甥のジャンに譲渡したのであった。⁽³⁾ これらはいずれも譲渡した事例だが、合計すると、二二件(ジャン・ジョルジュ・ド・ニュプス、ジョゼフ・ド・コレ、ジャン・ジャック・ド・ボワイエ、アンリ・ベルナル・ド・サット、ジョルジュ・マチアス・ド・トリューヴ、フランソワ・ド・ジュリアール、ギヨーム・オギュスタン・ド・ゴラン、ジャン・ロイヤス・ド・ボジャ、ジャン・ジャック・デスコルビアック、ベルナル・デニャン・ドルベサン、ジャン・ド・ルセギエ、ジェロ・ド・ラロック・ド・セ

レ、ギヨーム・ド・ヴィック、ベルトラン・ド・マラン、ピエール・ブラン、アンドレ・ニコラ、ジョゼフ・ド・ヴィニユ、ピエール・ド・メリック・ド・モンガザン、ギヨーム・ジョアサン・デュ・ピュジエ・ド・ゴ、アントワーヌ・ルコント)を確認できる。⁽⁴⁾

両者を合計すると、四〇件に達するのであった。これらは死亡率が高く、多くの家門が常に断絶の危機にさらされている不安定な時代、これまで検討したように、教育を受け、一定の要件をみたして獲得しなければならなかった官職であることを考えると、著しく高い数値とみることができよう。そして、このことはまた、法院官僚の官職への執着、一門の者への官職保有の拡大傾向を意味しているよう。

註

(1) タスプについて Philippe Wolf, *Les toulousains dans l'histoire*, Toulouse, 1984, pp. 212-213; Brémond, op. cit., tome I, pp. 257-258. ヴ・ンヤルヴ・ラ・フマヴリについて Brémond, op. cit., tome I, p. 211; Villain, op. cit., p. 1155; De La Roque op. cit., p. 112. ヴ・ニャプスについて Brémond, op. cit., tome II, p. 210.

(2) Villain, op. cit., キョームニヤリ・ドヴァザリト p. 435; Brémont, op. cit., ショルジトニヤチアス・ドトローヤン tome I, p. 425, フランソワ・ド・ジエリマール tome II, p. 20, ルイ・ド・シエーシエ・ド・ブラサック tome II, p. 18, アン・ド・ローヌニシヨギン・ド・ヴァズリ tome II, p. 508, シヤンニシヨギン・タラ・ド・リニヤン tome II, p. 410, マチヤンニガブリル・ド・ロキヤン tome II, p. 362, シヤン・ド・ペジヤク tome II, p. 256; Du Mége, Histoire des institutions religieuses, judiciaires et littérateurs de la ville de Toulouse, Toulouse, 1844, ヲドールニシヨギン・ド・ペネツク tome III, p. 380, アンリニズナール・ド・キヤム tome III, p. 384, シクロ・ド・クロキヤン・ド・ヤン tome III, p. 383, ヲドール・ド・ロメーン tome III, p. 384, シヤンニシヤタ・ド・クロンシエ・ド・ペリヤール tome III, p. 384; De La Chesnaye-Desbois, op. cit., フロニシヨギン・ド・ドクイム tome VII, pp. 560-561.

(3) ヌ・ネロンニシヨギン Brémont, op. cit., tome I, p. 111. シヤクニシヨギン Brémont, op. cit., tome I, p. 305.

(4) Villain, op. cit., シヤンニシヤク・デスコルビエニシヨギン p. 820, シヨギン・ド・ヴァニニシヨギン p. 1735, アン・トワーム・ルモンニシヨギン p. 1314; Brémont, op. cit., シヤンニシヨギン

ショルジト・ド・ニヤス tome II, pp. 110-111, シヤンニシヤク・ド・ボワイト tome I, p. 139, キョームニヤンニシヨギン・ド・クリン tome I, p. 388, シヤンニシヤス・ド・ボジャ tome I, p. 112, シクロ・ド・ロキヤン tome II, p. 65, キョーム・ド・ヤン・シタ tome II, p. 501, フルアン・ド・キヤン tome II, p. 128, ヲドール・ベナン tome I, p. 106, ヲドール・ド・メリック・ド・キンガヤン tome II, p. 158; Du Mége, Biographie toulousaine, ou dictionnaire historique, géométrique et littéraire de la ville de Toulouse, シヨギン・ド・ロン tome III, p. 391, アンリニベルナル・ド・サット p. 387, ショルジトニヤチアス・ド・トリヤ tome III, p. 386, アン・ド・シヤリアール tome III, p. 389, シヤン・ド・ルヤキ tome III, p. 390, アン・ド・リコト tome III, p. 391, キョーム・ド・シヨアサン・ド・シヤン tome III, p. 393.

三、法院官僚の社会的出自

一、法院官僚の出身地はどこだったろうか。出身地の判明する家門六一家を検討してみると、次のとおりであ

る。

トゥルーズ——ド・ベルチエ、ド・プロアング、ド・ラフォンロルイ、ド・フォール・ド・サンロモリス、ド・ラフォンロヴェドリ、ド・ボワセ、ダゼマール、ド・ヴィグリ、ダルブ、ド・クルトワ、ダンソ、ド・コメール、グラ・ド・リニヤック、ド・シャルラリ、ド・プロジャン、ド・ヴィック、ド・パピュス、ド・メリック・ド・モンガザン。一八家二〇人。

ルエルグ——ド・コレ、ド・カンボラ、ド・カブレイロール・ド・ヴィルパソン、デュマス、ダゼザ・ド・トウピニオン、デガ、ド・カンボン、ド・ロケット、ド・ルセギエ、ド・ジュリアン・ド・ペグエイロール、ド・スラージュ・ド・ラメ。一家二人。

アルビジョワ——ド・シロン、ド・クラリ、ド・レルム。三家四人。

ケルシ——ド・ニユプス、ド・ブタリック、ド・ギレルマン。三家四人。

ロラゲ——ド・ポラストル、ド・ルー・ド・サントロコロンブ。二家三人。

モントバンとその附近——デスコルビアック、ド・ヴィニユ。二家二人。

ロマーニユ——ド・カセニヨ・ド・サンロフェリックス、ド・カセニヨ・ド・グラタン。二家二人。

アルマニヤック——ド・マニバン、ド・バスタール、ド・マルミエス、デニヤン・ドルベサン。四家六人。

フォワ——ド・ラロック・ド・セレ。一家一人。

ビゴール——ダスプ。一家一人。

ポルドー——ルコント。一家一人。

低ガスコニユ——ド・フェラン。一家一人。

ラングドックのどこか——ド・フコ。一家一人。

オーヴェルニユ——ドゥヴリエ、シャルヴェ・ド・ラファヴリ、ダヴィザール。三家三人。

ヴィヴァレ——デュ・ブルルカヴェニユ。一家一人。

アヴィニオン——ド・レイモン、ド・カテラン。二家四人。

プロヴァンス——デュ・ピュジエ・ド・ゴ。一家一人。

パリ——ドゥジャ。一家一人。

ピカルデー——ド・サジエ、ル・マズイエ。二家二人。

外国——ド・ブスケ。一家一人。

以上の結果⁽¹⁾についてみると、トゥルーズ出身の家門が

多いことはある程度予想できたが、ルエルグ出身の家門が多いことには驚かされる。附近に大都市のない僻地では、意欲的な人材は最寄りの大都市トゥルーズを志向するのであろう。ルエルグ出身の家門に、隣接した山間の地方アルビジョワ、ケルシ、更に最深部のオーヴェルニュ出身の家門を加えると二〇家を数え、トゥルーズ以上の比重を占めるのであった。他方、トゥルーズ周辺の丘陵地帯とタルン Tarn とガロンヌの河谷地方、つまりロラゲ、アルマニャック、ロマーニュ、モントバンとその

附近出身の家門は合計すると一〇家を数え、妥当な数だと言える。しかし、トゥルーズに至近の地方でありながら、ピレネー山脈地方出身の家門がいちじるしく少なく、フォワ、ビゴールの諸地方を合計しても二家しかないのは印象的である。また、モンプリエとポルドーという最も近い大都会の出身家門がわずか一家しかないのも特色といえよう。モンプリエには租税法院、ポルドーには高等法院と租税法院があるから、両都市の出身家門は自分の都市の法院に就任して満足していたのであろう。同じラングドック州にあって何かと対抗関係にあるモンプリエの租税法院官僚の就任リストを検討したが、トゥルーズの法院官僚と関連のある家門は見当らない。⁽²⁾ この

他、北フランスにパリとピカルデー地方出身の家門二家を数えるが、これもいちじるしく少なく印象的である。結局、これら全体から言えることは、トゥルーズの法院官僚の出身地は、あたかもその都市の形成と経済活動の範囲に似て、いちじるしくトゥルーズとその近隣地方に集中し、王国で二番目に古い創立の伝統と二番目の規模をほこりながら、地方的性格を濃厚に示し、しかもそれがほとんどローマ法（成文法）地域にかたよっていたのである。

註

- (1) Villain, op. cit., ド・メルチエ pp. 39-40, ド・プロアング p. 1031, ド・フォール・ド・サン＝モリス p. 1558, ド・ヴィグリ p. 198, ダルブ p. 670, ダンソ p. 333, ド・コメール pp. 916-917, ド・シャルラリ p. 1541, ド・ヴィック p. 1387, ド・パピエス p. 484, ド・メリック・ド・モンガザン p. 499, ド・コレン p. 800, ド・カンボラ p. 124, タセザ・ド・トゥジュニオン p. 1583, デガ p. 656, ド・カンボン p. 1068, ド・ロケット p. 473, ド・ルセギエ p. 80, ド・ジュリアン・ド・ペグエイロール p. 667, ド・ンロン p. 1745, ド・レルム p. 1066, ド・ギンルマン pp. 1356-67, ド・ルー・ド・サント＝コロಂಬズ p. 1191, デスコルビアック p. 817, ド・

ヴァニエ p.1734, ド・カセニヨ・ド・サンロフエリッ
 クス p.1566, ド・カセニヨ・ド・グラタン p.1566,
 ド・ンスタール p.1195, ド・ラロック・ド・セレ p.
 847, ルロント p.1313, ド・フヒラン p.546, ド・フロ
 p.115, ドゥウリヒ p.433, シャルヴェ・ド・ラ・フマ
 ヴリ p.1149, ダヴィザール pp.258-259, デュ・ブー
 ル＝カウエニヒ p.129, ド・ノイモン p.161, ド・カテ
 ラン pp.236-37, ド・サジヒ p.595. De La Roque, op.
 cit., ド・ランコン＝ルイ p.238, ド・ランコン＝ヴェ
 リ p.238, ド・ボワセ p.79, ダゼヤール p.193, ド・
 ヴィズリ p.322, ド・クルトワ p.110, ブラ・ド・リニ
 キタン p.209, ド・プロシヤン p.275, ド・クラリ p.
 194, ド・ニトンス p.258, ドゥシヤ p.148. De La
 Chesnaye-Desbois, op. cit., ド・スラージユ・ド・ラメ
 tome 18, p.636, ド・ボウストル tome 16, p.10, ド・
 テリマン tome 13, p.115, テニヤン・ユネンヤン tome
 14, p.187, ド・ユンヒ・ド・ユネンヒ tome 16, p.497,
 ド・ボウストル tome 13, pp.560-561, Documents du
 Rouergue, ド・カブレイロール・ド・ヴァルペンソ
 tome 3, p.777, ド・ボウストル tome 4, pp.222-223, Frêche,
 op. cit., ド・ボウストル p.468. Wolff, op. cit., ダス
 ト pp.212-213. Thonnant, op. cit., ド・ブタリク
 p.52. Mémoires, ド・ボウストル p.117.

(2) P. Vialles, Etudes historiques sur la cour des co-

mptes, aides et finances de Montpellier, Montpellier,
 1921, pp.115-229.

二) では、法院官僚の家門はいつトウルーズにやって
 きたのであろう。判明する五八家六四人を検討してみ
 と次のとおりである。

中世末までに——ド・ベルチエ、ド・レイモン、ド・
 フコ、ド・パピユス

十六世紀に——ド・シロン、ド・ニユプス、ド・コレ、
 ド・トゥルニエ(叔父)、ド・プロアング、ド・カンボ
 ラ、ド・フォール・ド・サン＝モリス、ド・クラリ、ダ
 セザ・ド・トゥピニオン、ド・カテラン(伯父)、ド・カ
 ンボン、ド・ボワセ、ド・バスタール、ドゥジャ、デュ
 ブール＝カヴェニユ、ド・ヴィグリ、ダルブ、ド・クル
 トワ、ド・ルセギエ、ド・フロット・ド・ラ・リポート、
 ド・ラロック・ド・セレ、ド・カテラン(分家)、ドゥヴ
 リエ、シャルヴェ・ド・ラ・ファヴリ、デュ・ピュジエ
 ・ド・ゴ、ダヴィザール。

十七世紀に——ダスプ、ド・マニバン、ド・ボワイエ、
 ド・ブタリク、ド・プロジャン、ド・サット、ド・ギ
 レルマン、ド・ポラストル、ド・フェラン、デガ、デス

コルビアック、ダンソ、ド・サジエ、ド・コメール、グ
ラ・ド・リニヤック、ド・ロケット、ド・シャルラリ、
ド・カセニヨ・ド・サンロフェリックス、ド・カセニヨ・
ド・グラタン、ド・ヴィック、ド・ルー・ド・サントロ
コロンプ、ル・マズイエ、ルコント。

十八世紀に——ド・ジュリアン・ド・ペグエイロー
ル、カスタン、ド・レルム、ド・ヴィニユ、ド・メリッ
ク・ド・モンガザン⁽¹⁾。

これらの家門の数と集中程度から明らかなように、法
院官僚の家門がトゥルーズに居住するようになった時期
は十六、十七世紀中心であったのである。

更に、法院官僚の家門は最初にトゥルーズにやってき
た際、どのような社会階層に所属していたのであろう
(一人でいくつかの職業を歴任して異動した場合は一番
高い評価を受ける階層で分類してみる)。

中世末までに——市参事 *capitoul* には、ド・ベルチ
エ、ド・レイモン、高等法院以外の官庁の官僚には、ド・
フコが所属していた。

十六世紀に——市参事には、ド・トゥルニエ(叔父)、
ド・プロアング、ド・カテラン(伯父)、ド・ボワセ、
ド・ヴィグリ、ド・クルトワ、ド・パピュス、ドゥヴリ

十八世紀前半期のトゥルーズ高等法院官僚(上)

エ、ブルジョワには、ド・カンボン、デュ・ブールロカ
ヴェニユ、ド・コメール、ド・ラロック・ド・セレ、ダ
セザ・ド・トゥピニヨン、デュ・ピュジエ・ド・ゴ、高
等法院以外の官庁の官僚には、ド・シロン、ド・カンボ
ラ、高等法院の官僚には、ド・ニユプス、ド・フォール・
ド・サンロモリス、ド・クラリ、ドゥジャ、ド・ルセギ
エ、ド・シャルヴェ・ド・ラ・ファヴリが所属していた。

十七世紀に——市参事には、ド・プロジャン、ド・バ
スタール、ダンソ、グラ・ド・リニヤック、ド・ロケッ
ト、ド・ヴィック、ブルジョワには、ダルブ、ド・シャ
ルラリ、サジエ、高等法院以外の官庁の官僚には、ド・
ギレルマン、高等法院の官僚には、ド・マニバン、ド・
ブタリック、ド・フェラン、デスコルビアック、ド・カ
セニヨ・ド・サンロフェリックス、ド・ポラストル、ド・
カセニヨ・ド・グラタン、ド・カテラン(分家)、ド・ル
ー・ド・サントロコロンプ、ダヴィザール、ルコントが
所属していた。

十八世紀に——高等法院の官僚には、ド・ジュリア
ン・ド・ペグエイロー、ド・レルム、ド・ヴィニユが
所属していた⁽²⁾。

以上の世紀別、職業別家門リストは何を意味するだろ

六一 (二二九)

うか。全体百十一家中半数弱の四九家五三人分からだけの結論ではあるが、これがそのままトゥルーズにおける十六、十七世紀の都市の発展を反映していると思われる。即ち、トゥルーズは十六世紀に経済的に大繁栄を謳歌すると同時に、司法、行政上の一大中心地として発展したのであった。経済的には染料に使用する大青（パステル）を諸外国に輸出し、商業ブルジョワの活躍が目ざ

ましかつたものである。このため、人の往来も多く、トゥルーズは活況を呈していた。⁽³⁾市民は毎年市参事という都市役人を選出したが、市参事を一期でも務めると貴族身分を授与されるため、社会的上昇の早道として多くの人々に羨望の目で見られていた。商業ブルジョワや一般市民でこの市参事に選出された者も少なくない。また、⁽⁴⁾司法、行政的にはトゥルーズ造幣局 *Hôtel de Monnaie de Toulouse* の再建、フランス国庫局 *Bureau des Trésoreries de France* の新設に始まる一連の官庁設置は多数の官僚の増員を必要としたのであった。⁽⁵⁾

このような状況を背景にした十六世紀、市参事とブルジョワに十四家を数えるのであった。市参事には、商人上りのド・プロアング、ド・クルトワの他に、代訴人 *procureur* 上りのド・トゥルニエ、弁護士上りのドゥヴ

リエらがいたし、ブルジョワには、パステル商人として有名になるダセザ・ド・トゥピニヨン、弁護士の上・カノンボンらがいるが、ダセザも問屋商人のド・コメールもやがて市参事に選出されることになる。⁽⁶⁾他方、高等法院以外の官庁の官僚と高等法院の官僚に八家を数える。これらの家門もまた司法、行政上の中心地を反映して数の上では少なくない。

しかし、十六世紀の後半、トゥルーズ経済は急激に衰退し始める。パステルの取引が新大陸から輸入されるインド藍におされて不振におちいったからである。以後、トゥルーズ経済は十七世紀に入ってもフランスの他の都市と同様停滞ぎみで昔日の繁栄をとりもどすことはできなかつたが、司法、行政上の中心地としてはその重要性をいささかも失うことはなかつた。⁽⁷⁾

このような状況を背景にした十七世紀、市参事とブルジョワに十家を数える。市参事には、ド・ヴィックの有名な有名な弁護士の上にダンソのようなフランス国庫会計官、ド・ロケット（十六世紀にパステル等の商売で産をなしたロケット家とは無関係⁽⁸⁾）のようなラングドック財務総監 *contrôleur général des finances du Languedoc* を数え、法曹的、官僚的色彩が濃厚であった。⁽⁹⁾他方、高

等法院以外の官庁の官僚と高等法院の官僚に十二家を数えるが、中にはド・カセニヨ・ド・サンロフェリックスのように市参事を歴任の上、法院官僚になった家門も入っている。これは十六世紀のそのの数値と逆転しており、トゥルーズ経済の停滞による商業ブルジョワの衰退に代り、官僚の健在ぶりを物語っているのである。とは言え、トゥルーズの場合、特に注目すべきは法院官僚の出自に市参事の占める比重であろう。この世紀別、職業別家門リストでは十八家を数えるのであった。しかもこれに、たとえ市参事を出自としていなくても、その後の社会的上昇過程で歴任した家門——ド・ボワイエ、ド・ラフォンロイ、ド・コスタ、ダセザ・ド・トウピニョン、ド・ラフォンロヴェドリ、ドゥジャ、ボンヌマン、デュ・ブルルカウエニユ、ダルブ、ド・コメール、ド・シャルラリ、ド・カセニヨ・ド・サンロフェリックス、ド・フコ、ド・カセニヨ・ド・グラタン、ド・カテラン（分家）、デュ・ピュジェ・ド・ゴ、ド・コサド——まで加えるなら、三五家となり、全体百十一家中実に三一・五％に達し、法院官僚の出自、上昇経路における市参事職の重要性が明らかとなる。

註

- (一) Villain, op. cit., ヴ・ベルチエ pp. 39-40, ド・レイモン p. 162, ヴ・フロ p. 116, ヴ・ペユラス p. 484, ヴ・シロン p. 1745, ヴ・ロン p. 800, ヴ・トゥルニエ（叔父） p. 1274, ヴ・プロナンズ p. 1031, ヴ・カンボラ p. 124, ヴ・フォール・ド・サンロキリス p. 1558, ダセザ・ド・トゥジュニオン p. 1583, ド・カテラン（伯父） pp. 236-237, ド・カンボン p. 1068, ド・ンスタール pp. 1195-1197, デュ・ブルルカウエニエ p. 130, ド・ヴァイグリ p. 198, ダルブ pp. 670-671, ド・ルセギエ p. 81, ド・ラロック・ド・セン pp. 847-848, ド・カテラン（分家） pp. 236-237, ドゥヴリエ p. 433, シャルヴェ・ド・ラ・ファヴリ pp. 1149-1154, ダヴィシャル pp. 258-260, ド・ギレルマン pp. 1357-1358, ド・フهران p. 547, デガ p. 656, デスコルゴフック p. 820, ダンン p. 333, サジエ p. 595, ド・コメール pp. 916-917, ド・ロケット p. 472, ド・シャルラリ p. 1541, ド・カセニヨ・ド・サンロフェリックス pp. 1567-1568, ド・カセニヨ・ド・グラタン p. 1566, ド・ヴァック p. 1387, ヴ・ルー・ド・サントロロンブ p. 1192, ルモンテ p. 1313, ヴ・シリアン・ド・ペグエイロール p. 668, ヴ・レルム pp. 1065-1066, ヴ・ヴァニエ p. 1735, ド・メリック・ド・モンガザン pp. 499-500. De La Roque, op. cit., ヴ・ニユプス p. 258, ド・クラツ p. 194, ヴ・ポフヤ p. 79,

ヲシキヤ pp.148-149, ヲ・クルトド p.110, ヲ・ノロ
 シド・ユ・シ・リボード p.198, ヲ・ボワイヤ p.101,
 ヲ・ノロシヤン p.275, シリ・ユ・ロリヤッタ p.209.
 De La Chesnaye-Desbois, op. cit., ヲ・トリクン tome
 13, p.111, ヲ・ホリスド tome 16, p.10, ヲ・トク
 H tome 13, pp.560-561, Wolff, シキヤ pp.212-213,
 ヲ・シキヤ・ユ・シ pp.397-398, Thonnant, op. cit.,
 ヲ・ノタロシヤ p.52, Biographie toulousaine, ou
 dictionnaire historique, 1823, 2 vols. ヲ・キヤ tome
 2, pp.386-387, A. D., Série B-1939.

(㉞) Villain, op. cit., ヲ・クニヤ p.40, ヲ・ノヤン
 p.162, ヲ・ノリ p.116, ヲ・ユタナリヤ (祖父) p.1274,
 ヲ・ノロシヤン p.1031, ヲ・カネラン (祖父) p.237,
 ヲ・シヤン p.198, ヲ・クニヤ p.484, ヲ・シヤン
 p.433, ヲ・カネラン p.1068, シキヤ・ノヤン
 p.130, ヲ・ノヤン p.917, ヲ・ノロシヤン・ユ・ヤ
 ン p.847, シキヤ・ユ・ユタナリヤ p.1583, ヲ・ノロ
 ン p.1745, ヲ・カネラン p.1068, ヲ・ノヤン・ユ・
 カネンヤシヤ p.1558, ヲ・ノヤン p.81, シヤン・ユ・
 シ・ノ・ノヤン p.1154, ヲ・ノヤン p.1197, シ
 ヤン p.333, ヲ・ノヤン p.472, ヲ・ノヤン p.1387,
 シヤン p.671, ヲ・ノヤン p.1541, シヤン p.595,
 ヲ・ノヤン p.1358, ヲ・ノヤン p.547, シキヤ
 ヲ・ノヤン p.820, ヲ・カネン・ユ・カネン・ノヤン

p.1567, ヲ・カネン・ユ・ノヤン p.1566, ヲ・
 カネラン (分家) p.237, ヲ・ノヤン・ユ・カネン
 ン p.1192, シキヤ p.260, ノヤン p.1313,
 ヲ・ノヤン・ユ・ノヤン p.668, ヲ・ノ
 ヤン p.1066, ヲ・ノヤン p.1735. De La Roque,
 op. cit., ヲ・ノヤン p.79, ヲ・ノヤン p.110, ヲ・
 ノヤン p.258, ヲ・ノヤン p.194, シキヤ p.148,
 ヲ・ノヤン p.275, シキヤ・ユ・ノヤン p.209.
 De La Chesnaye-Desbois, op. cit., ヲ・ノヤン
 tome 16, p.497, ヲ・ノヤン tome 13, p.116, ヲ・
 シキヤ tome 16, p.10. Thonnant, op. cit., ヲ・ノ
 ヤン p.52.

(㉟) Ramet, Histoire de Toulouse, pp.345-350; Coppo-
 lani, op. cit., pp.68-69; Wolff, op. cit., pp.223-238.
 (㊱) Wolff, op. cit., pp.238-239.
 (㊲) Ramet, Histoire de Toulouse, pp.345-346.
 (㊳) Villain, op. cit., p.433, p.917, p.1031, p.1068, p.
 1274, p.1583. De La Roque, op. cit., p.110.
 (㊴) Ramet, Histoire de Toulouse, pp.500-502; Wolff,
 op. cit., pp.294-316.
 (㊵) Wolff, op. cit., pp.242-243; Villain, op. cit., pp.
 472-473.
 (㊶) Villain, op. cit., p.333, p.472, p.1389; Mémoires,
 p.124.

(10) Villain, op. cit., p. 1567.

(11) Villain, op. cit., ㇿ・ノコ p. 117, デュ・ブルル
カヴェリヤ p. 131, ト・カテラン (分家) p. 237, ダル
フ p. 671, ㇿ・ノメール p. 917, ㇿ・シャルラリ p. 1541,
ㇿ・カセニヨ・ㇿ・サンニフホリックス p. 1567, ダセ
ザ・ㇿ・アヤジュリオン p. 1584.

De La Roque, op. cit., ㇿ・ボワイエ p. 101, ㇿ・
ロスタ p. 113, ㇿ・タジヤ pp. 148-149, ㇿ・ラフォン
ルイ p. 238, ㇿ・ラフォンニヴヘドリ p. 238. De La
Chesnaye-Desbois, ㇿ・ジュシヨ・ㇿ・ト tome 16,
p. 497. Brémond, op. cit., ボンヌマン tome I, p. 117.
A. D., B34-341, ㇿ・カセニヨ・ㇿ・グラタン tome I,
p. 178, ㇿ・ロサㇿ tome I, p. 203.

三、次に法院官僚の家門は法院に何世代在職したであ
ろうか。同じ家門から複数の官僚をだしている場合は若
い方の官僚、事実上は息子、甥で計算してみる。

七世代——ドゥヴリエ。

六世代——ド・コレ、ド・ルセギエ。

五世代——ド・ニユプス、ド・パピュス。

四世代——ド・ベルチエ、ド・マニバン、ダセザ・ド・
トゥピニオン、ド・カテラン (伯父)、デスコルビアッ

ク、ド・ヴィグリ、ド・フォトル・ド・サンニモリス、
ド・カテラン (分家)、ド・シャルヴェ・ド・ラ・ファヴ
リ、ド・シロン。

三世代——ド・プロアング、ド・カンボラ、ド・ブタ
リック、ド・コメール、グラ・ド・リニヤック、ド・マ
ルミエス、ド・カセニヨ・ド・サンニフェリックス、デ
ユ・ピュジェ・ド・ゴ、ダヴィザール、ル・マズイエ。

二世代——ダスプ、デニヤン・ドルベサン、ド・サッ
ト、ド・トリヴ、ド・ギレルマン、ド・ジュリアール、
ド・クラリ、ド・レイモン・デガ、ド・カンボン、ド・ジ
ュージュ・ド・ブラサック、ドゥジャ、デュ・ブルルカ
ヴェニユ、ド・ボジャ、ド・ロケット、ド・パララン、
ド・スノ、ド・プロジャン、ド・ポラストル、ド・カー
ズ、ド・カセニヨ・ド・グラタン、ド・サンニロラン、
ド・ルキ・デスカロンヌ、ド・トゥルニエ、ルコント。

一世代——ド・ボワイエ、デュマス、デュピュイ、ド・
ルヴェルザ・ド・セレ、ド・ボリスタ、ド・ボワン、ド・
フェラン、ド・ゴラン、ド・ヴィダル、ド・バスタール、
ダゼマール、ド・レ、ボンヌマン、ダルブ、ダンソ、サ
ジエ、ド・シャルラリ、ド・ラロック・ド・セレ、ド・ヴ
イック、ド・ジュリアン・ド・ペグエイロール、ド・マ

ルスリエ、ブラン、ド・スラージュ・ド・ラメ、ド・ルー・ド・サントロコロンブ、ド・トランカリエ、ド・レム、ド・ヴィニユ、ド・メリック・ド・モンガザン、プジョル、ド・ブスケ、ド・コサド、ド・ジュアン、ド・フコ、ド・ラ・ボース。

以上判明する八四家を分類すると右のようになる。⁽¹⁾最も世代的に長いのはドゥヴリエ家で七世代に及ぶが、法院史上名門と言われるド・コレ、ド・ルセギエ、ド・ニユプス、ド・ベルチエ、ド・マニバン、ド・カテラン、ド・カテラン(分家)、ド・シロンの諸家はいずれも四世代までに名をつらねている。他方、名門とは言えないまでも長いこと、あるいは多く法院に官僚をだしたダセザ・ド・トゥピニオン、ド・コメール、ド・パピュス、ド・シャルヴェ・ド・ラ・ファヴリの諸家も三世代までに出揃っているのであった。これらを三世代から七世代まで合計すると二四家を数え、名門、由緒、連続、多数輩出等の家門を特色としている。しかし、これらは全体からみると八四家中二四家、言わば三分の一弱である。残る三分の二強は二世代の二五家、一世代の三四家で、言わば法院官僚になってきわめて日が浅いのであった。これらの特色は將に法院が一部の家門によって独占され

ている一方で、なお新しい社会的出自の家門出身者が次々に法院官僚に就任している状況を意味しているのであった。従って、この一七一一八年当時は、トゥルーズの法院では、新しい家門の出身者になお門戸が開放されていて、十八世紀の後半になるとどこでも法院では問題になる排他的傾向やカースト化現象は何世代も在職した家門も三分の一弱あるところから現われてはいるが、濃厚とは言えないであろう。⁽²⁾

註

- (1) Villain, op. cit., ドゥヴリエ pp. 433-435, ド・ロン pp. 801-802, ド・ルセギエ p. 81, ド・ニユプス pp. 485-487, ド・ベルチエ pp. 44-45, ダセザ・ド・トゥピニオン p. 1585, ド・カテラン(伯父) pp. 237-238, デスホルドアック pp. 817-820, ド・ヴィグリ pp. 199-200, ド・フォール・ド・サン・モリス p. 1558, ド・カテラン(分家) pp. 238-239, ド・シャルヴェ・ド・ラ・ファヴリ pp. 1154-1155, ド・シロン pp. 1746-1747, ド・プロマング p. 1031, ド・カンボラ p. 124, ド・コメール pp. 917-918, ド・カセニョ・ド・サン・フリックス pp. 1567-1568, ダヴィザール p. 261, ド・ギレルマン p. 1358, ド・レイモン p. 162, デガ p. 657, ド・カンボン p. 1069, デュ・ブール・カウエニユ p. 131, ド・ロケット p. 473,

ヌ・カゼリヨ・ユ・ダリタン pp. 1566-1567, ヌ・ユカ
 ニリ H p. 1275, ニロンテ p. 1314, ヌ・トホト p. 549,
 ヌ・ベスターニ p. 1201, ヌ・ヌン p. 671, ヌ・ナン p. 334,
 ナシヨ p. 595, ヌ・ンヤニリヨ p. 1541, ヌ・トロヤン・
 ヌ・ヤン p. 848, ヌ・カヤヤン p. 1389, ヌ・シロコ
 ン・ユ・ヤン・ユ・ローニ p. 668, ヌ・ナー・ユ・カン
 ヌ・ニコロン p. 1192, ヌ・ンニヤ p. 1066, ヌ・カヤリ
 フ p. 1735, ヌ・ニコヤン・ユ・カン・カヤン p. 500,
 ヌ・ノリ p. 118. De La Roque, op. cit., ヌ・リドトク
 pp. 258-259, ナリ・ユ・ロリヤン p. 209, ヌ・ニコ
 p. 195, ヌ・カヤヤン p. 149, ヌ・トロシヤン p. 275, ヌ・
 ナドノ p. 101, ヌ・ヤヤニ p. 193. De La Chesnaye-
 Desbois, op. cit., ヌ・トリヤン tome 13, p. 116, ヌ・
 トクノ tome 13, pp. 560-561, ヌ・カニコエニ tome
 16, p. 10. Documents du Rouergue, ナドトク pp. 222-
 223. Wolff, op. cit., ナスト pp. 212-213. Thonnant,
 op. cit., ヌ・トタリタ p. 52. Biographie toulousaine,
 ou dictionnaire historique, ヌ・カニド tome I, p.
 386, ヌ・トクニ tome I, p. 71. Mémoires., op. cit.,
 ボシヤ p. 108, ヌ・ズララン p. 115, クン p. 108, ヌ・
 カーズ p. 123, ヌ・サンニコラン p. 113, ヌ・ニキ・キ
 スカロニヌ p. 109, デニヤン・ユ・ニヤン pp. 119-120,
 ド・スラーシユ・ド・ラメ p. 126, ナルシヨス p. 105.
 Brémond, op. cit., ナルシヨス tome I, p. 133, ナトリ

十八世紀前半期のトゥールーズ高等法院官僚 (上)

一 ナ tome I, p. 423, ヌ・シロコニニ tome II, pp.
 19-20, シド・シド・ユ・トホト tome II, p. 18, ナ
 シヤ tome I, p. 112, ヌ・ヤシラン tome II, p. 252, ナ
 ン tome II, pp. 423-424, ヌ・カーク tome I, p. 207,
 ヌ・カンニコロン tome II, p. 393, ヌ・ニキ・ニコカ
 ン tome 2, p. 324, ナドヤドヤ tome I, p. 314, ヌ・
 ナカニヤン・ユ・ヤン tome II, p. 329, ヌ・ボリスタ
 tome I, p. 122, ヌ・カドシ tome I, p. 111, ヌ・ト
 tome I, p. 388, ヌ・カヤニ tome II, p. 503, ヌ・
 tome II, p. 330, ナニコロン tome II, p. 546, ヌ・
 コニニ tome II, p. 129, トロン tome I, p. 106, ナ
 ンカニニ tome II, p. 474, ナシヨニ tome II, p. 298,
 ヌ・ニコヤ tome I, p. 203, ヌ・シドロン tome I, p.
 20, ヌ・カ・カーク tome II, p. 27, ナド・ヤシヤ・
 ヌ・ナ tome I, p. 294.

(2) トリタニ全体の法廷をなす種目については A. Co-
 bban, The parlement of France in the eighteenth
 century (Aspects of the french revolution, 1968) p.
 65, ナナーニの十八世紀後半期のシドヤ Peguilhan
 de Larboust, op. cit., p. 35 参照のルヤ。

四 では、法院官僚になって日の浅い一世代目の三四
 家はどのような社会階層の出身だったろうか。『覚書』
 と系譜辞典等から二三家について父の職業が明らかにな

る。これを分類すると、

弁護士——ド・バスタール、ド・ヴィック、ド・コサド、ド・ボワイエ

商人——ダゼマール、ド・シャルラリ、ド・レ、サジエ

実業家——ド・ラボヌ、ド・マルスリエ

徴税請負人——ボンヌマン、ダンソ

各種官僚——ド・ジュアン、ド・ブスケ、ド・フェラ

ン、ド・ジュリアン・ド・ペグエイロール、ド・ルー・

ド・サントロロンブ、ド・トランカリエ、ド・メリッ

ク・ド・モンガザン、プジョル

領主——ド・レルム、ド・ヴィニユ

軍人——ド・フコ

となる。⁽¹⁾ 多様な職業に分散していると言えよう。この中

には、市参事を経験した家門がド・バスタール、ド・ヴィック、ド・コサド、ド・シャルラリ、ダンソ、ボンヌ

マンと六家を数えたし、⁽²⁾ 『覚書』では、商人のド・シャル

ラリ、徴税請負人のダンソとされていて、両家はそれ

ぞれトゥルーズとモンプリエの徴税区 généralité 付フ

ランス国庫会計官 trésorier de France を経験してい

て、⁽³⁾ 単なるブルジョワを想像しては誤解になってしま

場合もあるのである。しかし、こうした一部の例外を別にすれば、ほぼ、この分類を額面通り受取ってよいと思われる。従って、二三家から一世代目の出身社会階層は多様で商人、実業家、徴税請負人といったブルジョワばかりか領主、軍人といった貴族とおぼしき階層まで包括しているのが明らかとなる。

註

(1) Villain, op. cit., ヴ・バスタール p. 1201, ヴ・ヴィック p. 1389, サジエ p. 595, ド・フェラン p. 547, ヴ・ジュリアン・ド・ペグエイロール p. 667, ド・ルー・ド・サントロロンブ p. 1192, ド・メリック・ド・モンガザン p. 499, ヴ・レルム p. 1066, ヴ・ヴィニユ p. 1735, ヴ・フコ p. 118. De La Roque, op. cit., ヴ・フロント P. 101. Biographie toulousaine, ou dictionnaire historique, ヴ・トムト tome I, p. 71, Mémoires, ヴ・コサド p. 129, ヴ・シャルラリ p. 121, ヴ・ダンソ p. 118, ヴ・ラボヌ p. 123, ヴ・ペグエイロール pp. 125-126, ボンヌマン p. 118, ダンソ p. 120, ヴ・シャルラリ p. 122. A. D., Série B 34-241 Contrat de mariage ヴ・シャルラリ A. D., Série B 37-74 Contrat de mariage ヴ・ダンソ A. D., Série B 34-313 Contrat de mariage ヴ・トランカリエ

- (2) Villain, op. cit., ド・バスターール p. 1201, ド・ヴァ
 シタ p. 1389, ド・シャルラリ p. 1541, タンソ p. 333,
 Brémont, op. cit., ド・ノキド tome I, p. 203, ボン
 クレト tome II, p. 546.
 (3) Mémoires, p. 121 ~ p. 120, Villain, op. cit., p.
 1541 ~ p. 333.

五、次に法院官僚になった家門は身分上第三身分であ
 ったろうか。周知のように、王権は近世初頭以来高等法
 院の官僚に徐々に貴族身分を附与してきた。これはトゥ
 ルーズの法院の場合一七〇四年一〇月の王令により、評
 定官以上の官職において父子が在職のまま死亡するか、
 父子がそれぞれの官職に二〇年勤続すると世襲貴族身分
 を附与されることになったのである。⁽¹⁾従って、法院官僚
 になった家門の相当多数が貴族身分を附与されていたと
 してもおかしくはない。しかし、系譜、経歴、授爵事由
 等具体的な手掛りから確認の作業を進めてみると、史料
 上の制約もあって貴族と確認できる家門数は少なく、五
 六家を数えるのみである。以下では、これらの家門を授
 爵した事由によって分類してみると、

生れによる家門の貴族——ド・ベルチエ、ド・カンボ
 ラ、ド・サット、ド・ポラストル、デュ・ブルルカヴ

十八世紀前半期のトゥルーズ高等法院官僚(上)

エニユ、ド・フコ、ド・カセニヨ、ド・グラタン、デュ
 ピュジェ、ド・ゴ、ダヴィザール
 トゥルーズ市参事職による貴族——ド・ボワイエ、
 ド・トゥルニエ(叔父)、ド・プロアング、ド・プロジャ
 ン、ド・ルキ・デスカロンヌ、ド・ラフォンルイ、ド・
 ボワシ、ド・コスタ、ド・レイモン、ダセザ、ド・トゥ
 ピニオン、ド・ラフォンルヴェドリ、ド・カテラン(伯
 父)、デガ、ド・ボワセ、ド・バスターール、ドゥジャ、ボ
 ンスマン、ド・ヴィグリ、ダルブ、ド・クルトワ、ド・
 コメール、ド・ロケット、ド・シャルラリ、ド・カセニ
 ヨ、ド・サンフレリックス、ド・ヴィック、ド・パピ
 ユス、ド・カテラン(分家)、ドゥヴリエ

授爵事由のはっきりしない貴族——ド・シロン、ド・
 ニュプス、ド・マニバン、ド・コレ、デumas、ド・サ
 ノロラン、ド・クラリ、ド・フェラン、ド・カンボ
 ン、ダンソ、グラ・ド・リニヤック、ド・ルセギエ、ド・
 フロット、ド・ラ・リポルト、ド・ルー・ド・サント
 コロンブ、ド・シャルヴェ、ド・ラ・ファヴリ、ド・レ
 ルム、ド・ヴィニユ、プジョル、ル・マズイエ

となる。⁽²⁾この中では、まず生れによる家門の貴族が多
 いことに注目したい。一般に、高等法院官僚にはレンヌ

六九 (二三七)

高等法院のそのような例外を別にすれば、生れによる家門の貴族は少いことになっている。⁽³⁾にもかかわらず、ここでは全体五六家中に九家も数えるのであった。もつとも、これらは騎士 *chevaliers* 出身が多く、トゥルーズに来てから市参事職に就いて再び授爵した家門もデュ・ブルルカヴェニユ、ド・フコ、ド・カセニョ・ド・グラタン、デュ・ピュジェ・ド・ゴと四家を数える。⁽⁴⁾次に注目すべきはトゥルーズ市参事職による貴族が多いことにある。トゥルーズ市の参事に選出された者には貴族身分が附与されてきたが、これは一二七一年以来一七〇七年まで実に二二回に及ぶ公開状 *lettres patentes* と王令 *edits* によってくりかえし認められ、一七一七年十二月四日、トゥルーズの高等法院に登記された国王公開状 *lettres patentes royales* によって最終的に確認されたのであった。⁽⁵⁾この市参事は市内八つの選挙区 *capitoulats* から選出される一年任期の八人で構成される。⁽⁶⁾二人再選されて、毎年六人の参事が貴族身分を附与されるところから有力市民にとって市参事になることは最も手っとり早い上昇方法であった。最後に、注目すべきは授爵事由のはっきりしない貴族が多いことにある。推定では、これらの貴族の大半が封土 *feud* を購入し、貴族の家門を立

証したものと思われるが、グラ・ド・リニャック家では父ベルナル、息子ジャン・ジョゼフが評定官職をそれぞれ一六四六〜九七年、一六九八〜一七三六年に勤続した事実⁽⁷⁾からうかがい知れるように、数家の国王官職による授爵家門とおぼしきものも含まれているのである。

以上、貴族と確認できる家門について検討したが、第三身分の家門がどのくらいいたか実のところはつきり分らない。わずかに二家、第三身分であった疑いが濃厚である。これらはド・ブスケとド・メリック・ド・モンガンである。両家はそれぞれ一七二九年と一七三〇年に自家の貴族的封土 *feuds nobles* ないし貴族的土地財産 *biens nobles* を公権力の前で立証してみせた⁽⁸⁾のであった。

註

(1) Marion, op. cit., pp. 393-394; Brémont, op. cit., pp. XIX-XX.

(2) Villain, op. cit., ド・ヘルチエ p. 40, ド・カンボラ p. 124, デュ・ブルルカヴェニユ p. 129, ド・フコ p. 115, ド・カセニョ・ド・グラタン p. 1566, ダヴィザール p. 258, ド・トゥルニエ (叔父) p. 1274, ド・プロアング p. 1031, ド・レイモン p. 162, ダセザ・ド・トウピ

リモン p.1583, ヴ・カテラン(伯父) p.236, トカ p. 656, ヴ・シクターヌ p.1201, ヴ・ヴァンリ p.198, ザン p. pp.670-671, ヴ・ロキーン p.916, ヴ・ロケニール p.472, ヴ・シヤニトリ p.1541, ヴ・カヤリヨ・ヴ・カニニヨリニタス p.1567, ヴ・カヤニタス p.1389, ヴ・クジュラス p.484, ヴ・カテラン(分家) pp.238-239, ヴ・カヤリヨ p.433, ヴ・シロン p.1745, ヴ・ロノ p.800, ヴ・トカニ p.546, ヴ・カンザン p.1069, ザン p.333, ヴ・ニヤキヨ p.80, ヴ・ヌー・ヴ・カンニニロノ p.1192, ヴ・シヤニタス・ヴ・ト・トカニ p.1154, ヴ・ノニヤ p.1066, ヴ・カヤリヨ p.1734, De La Roque, op. cit., ヴ・カドニヨ p.101, ヴ・トロシヤン p.275, ヴ・トカニニヤ・ヴ・リ p.238, ヴ・カドヤ p.79, ヴ・カシヤ pp.148-149, ヴ・シニール p.110, ヴ・リドノク p.259, ヴ・シトリ p.195, シト・ヴ・リリヤニタス p.209. Biographie toulousaine, ou dictionnaire historique ヴ・カニール tome 2, pp.386-387. De La Clesnaye-Desbois, op. cit., ヴ・カドニール tome 10, p.10, トカ・シヤニヨ・ヴ・トカニ tome 16, pp.497-498, ヴ・トリシヤン tome 13, p.116, ヴ・トズニヨ tome 13, p.560. Brémont, op. cit., ヴ・ルキ・シヤニカロンニタス tome 2, p.324, ヴ・カニニロニタス tome 2, p.395. Documents du Rouergue, ヴ・カドニール tome 4, pp.222-223. A. D., Série B 34-313 Contrat de mariage シヤニトカニ A. D., Série B 37-

十八世紀前半期のトゥールーズ高等法院官僚(上)

74 Contrat de mariage トカニ

- (c) 例々 Bluche, op. cit., pp.88-94; Ford, op. cit., pp.73-74.
- (4) Villain, op. cit., トカニ・トニニカヤリヨ pp.129-131, ヴ・トカニ pp.115-118, ヴ・カヤリヨ・ヴ・シヤニタニタス tome I, p.178. De La Chesnaye-Desbois, op. cit., トカニ・シヤニヨ・ヴ・トカニ tome 16, pp.497-498,
- (5) H. Gourdon de Genouillac, Histoire du capitoulat et des capitouls de Toulouse, Marseille, 1974 réimp. de l'édition de Paris, 1879, pp.71-79 ~ Patrice de Vignerie, Preuves de noblesse des capitouls de Toulouse, Paris, 1982, pp.15-20.
- (6) P. de Vignerie, op. cit., pp.25-26.
- (7) De La Roque, op. cit., p.209.
- (8) Brémont, op. cit., ヴ・トカニ tome I, p.132, ヴ・シヤニタス・トカニ・モンガザン tome II, p.158.

六、最後に、法院官僚の家門の中に栄枯盛衰を見ることのできるであろうか。まず指摘できるのは衰退して行く家門である。この典型はドゥヴリエ家、ド・バルチエ家、そしてド・マニバン家であろう。ドゥヴリエ家は十六世紀以来評定官に八人、部長評定官に二人をだし、一

七一八年に在職したギョーム・マリが三九年丸帽子の部長に就任したが、法院在職七代目の彼をもって法院官僚は終り、一人娘であったため、本家としての家系も断絶する。⁽¹⁾ド・ベルチエ家は十七世紀以来評定官二人、部長評定官一人、院長二人をだし、フランソワが一七一〇年三人目の院長に就任したが、法院在職四代にして一人娘であったため家系が断絶する。⁽²⁾ド・マニバン家は十七世紀以来評定官一人、丸帽子の部長二人、次席検事一人をだし、ジョゼフ・リガス・パールが丸帽子の部長から一七二二年院長に就任し、全盛をきわめたが、法院在職四代にして二人の娘しかいなかったため家系も断絶する。⁽³⁾その他、ド・コレ家は十六世紀以来評定官五人、丸帽子の部長三人をだしながら、ジョゼフの代に在職四代にして、⁽⁴⁾ル・マズイエ家は十七世紀以来主席検事一人、院長一人をだし、マリ・ジョゼフが一六九五年主席検事に就任したが、在職三代にして、⁽⁵⁾それぞれ法院家門から消えていくし、ド・ニユプス、ド・シロン、ド・カテラン(伯父)、⁽⁶⁾ド・シャルヴェ・ド・ラ・ファヴリ、ドゥジャの諸家も、あたかも一族の精気に枯渇したかのように、一七一八年に在職した本人か、あるいは息子の代に消滅していった。

これに対し、大きな波乱もなく家門を維持していった典型はダセザ・ド・トゥピニョン、ド・パピュス、そしてド・ルセギエ家であった。ダセザ・ド・トゥピニョン家は一五九六年から一七八六年までに法院在職六代で評定官を九人だしていたし、⁽⁷⁾ド・パピュス家は一五四三年から一七八二年まで在職七代で評定官を十一人だしたが、⁽⁸⁾ド・ルセギエ家に至っては一五五八年から一七九一年の高等法院廃止時まで在職八代で評定官五人、部長評定官五人、主席検事一人を数えるのであった。これらの家門の他に状況の似たそれに、ダस्प、ド・カテラン(分家)、デュ・ピュジエ・ド・ゴ、ダヴィザールがある。⁽⁹⁾

また、上昇する家門も指摘できる。この典型をド・バスタール家にみることができる。同家は有名な法曹の家門とは言え一介の弁護士にすぎず、ドミニクが一七〇六年一門で初めて法院官僚に就いた。彼は『覚書』で「能力と知性からみて仕事において文句なく傑物」と評価された人物であったばかりか、祖父(九三歳で死亡)、父(八九歳で死亡)から長寿という何物にも代えがたい家宝を与えられ、自身九四歳、一七七七年まで大審部の最古参評定官として重きを置かれたが、その長男フランソワは六二年院長に任命されたし、三男ポル・ドミニクは

